私たちも取り組みます。

COOL CHOICE

未来のために、いま選ぼう。

坂井市

第二次 坂井市環境基本計画

彩り豊かな自然を育む　ひと　まち　さかい

令和３年３月

坂井市

はじめに

坂井市は、越前加賀海岸国定公園に指定されている風景明媚な海岸線や、豊穣の恵みをもたらす海・川・里・山をはじめ、四季の移ろいを豊かに感じることのできる自然環境を有し、その中で育まれた歴史と伝統が息づくまちとして発展し、それらは市民の生活に潤いと安らぎをもたらしています。

本市は、このかけがえのない生活環境を次の世代に引き継いでいくため、平成18年3月に「坂井市環境基本条例」を制定するとともに、平成21年3月に「坂井市環境基本計画（第一次）」を、平成26年3月には「坂井市環境基本計画改定版」を策定し、生活環境や自然・歴史の保全事業の展開をはじめ、循環型社会の形成など、時代に即応した取り組みを進めてきました。

一方で、世界の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、地球温暖化が原因と考えられる異常気象や生物多様性の危機、海洋プラスチックごみや食品ロス問題など、複雑多様化した様々な環境問題に直面しています。

こうした、地球規模での環境問題に関し、世界が達成すべき目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」や地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」の採択、国内においては、2020年10月の首相所信表明にて2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが宣言されるなど、環境に対する考え方は大きな転換期を迎えています。

このような社会動向の変化や新たな課題に対応し、良好な環境の保全と持続可能な社会を実現するため、この度「第二次坂井市環境基本計画」を策定いたしました。

「第二次坂井市環境基本計画」では、引き続き、前計画の市の目指すべき環境像「彩り豊かな自然を育む　ひと　まち　さかい」を継承し、その実現に向けて5つの行動方針を掲げるとともに、それに対応した11の行動目標を示しています。環境像の実現にあたっては、市民・事業者・市（行政）が、それぞれの立場で自らの責任と役割を認識し、相互に連携・協力しながら行動につなげていくことが非常に大切なこととなりますので、市民皆さまの一層のご理解とご協力、また積極的な参加をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご検討やご審議をいただきました「坂井市環境基本計画検討委員会」、「坂井市環境審議会」の皆さま、さらにはアンケート調査へのご協力をはじめ、貴重なご意見を賜りました多くの皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

坂井市長　坂本憲男

目　次

第１章　計画の基本的事項 1
１．計画策定の背景 1
２．計画策定の目的 2
３．計画の概要 3
４．社会的動向 7
第２章　環境の現状と課題 11
１．地域の概況 11
２．生活環境 13
３．自然と歴史資源 17
４．循環型社会 21
５．地球環境 24
６．人づくり 29
７．環境に対する意識 31
８．前計画の評価 41
第３章　環境保全施策の体系 43
１．環境像 43
２．５つの行動方針 44
３．施策の体系 46
第４章　行動計画 47
１．良好な生活環境の創出 48
２．豊かな自然と歴史資源の保全・育成 51
３．循環型社会の形成 54
４．地球温暖化対策の推進 56
５．環境と共生する人づくり 58
６．重点プロジェクト 60
第５章　計画の推進方策 66
１．計画の推進体制 66
２．計画の進行管理 68
資料編 69

第 1 章　計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、市を取り巻く環境に関する様々な課題に対応するため、2006（平成 18）年 3 月に坂井市環境基本条例を制定しました。2014（平成 26）年3月には、坂井市環境基本計画改定版（以下、「前計画」という。）を策定し、生活環境や自然・歴史の保全、循環型社会の形成など5つの行動方針と 13 の行動目標を設け、東日本大震災による原発事故に伴うエネルギー政策の転換や地球温暖化対策、生物多様性に対する関心の高まり、市民意識の変化などを踏まえた取り組みを進めてきました。

前計画策定から 7 年が経過し、世界では、台風による風水害などの大きな被害や記録的な熱波などが起きています。これらの気象災害は、地球温暖化が進展すると更にリスクが高まり、頻発化・激甚化が予測されるとして「気候危機」を宣言する動きが広がっています。他にも、生物多様性の損失や大量生産・大量消費型の経済・社会システムを背景とした海洋プラスチックごみ、食品ロス問題なども深刻となっており、それぞれの課題が相互に深く関係しています。

また、2015（平成 27）年には、国連総会において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中には、世界が達成すべき目標である「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。）」が掲げられています。同年に、フランス・パリで開催されたCOP21 では、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されています。

これらを受けて、わが国では 2030（令和 12）年までに 2013（平成 25）年度比で温室効果ガス排出量を 26％削減する目標を掲げるとともに、2020（令和2）年 10 月の首相所信表明において、2050 年までに排出量を実質ゼロにすることが宣言されるなど、目標の実現に向けて、様々な取り組みが進められています。

こうした世界やわが国の施策は、SDGsを背景に、環境問題の課題に加え、少子高齢化や人口減少、地域社会・経済の持続可能性などといった統合的課題解決を図っていく方向性が一層鮮明に打ち出されたものになっています。

そして、経済・社会システムの変化を受けて、近年では、テレワークやシェアリング・エコノミーといった新しい働き方や消費スタイルが導入されています。これらはエネルギーや資源の有効利用につながる側面を持っており、2020（令和2）年の新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、更なる普及が望まれています。

「第二次坂井市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、このような社会情勢や前計画策定後につくられた新たな上位・関連計画に対応するため、また、市民や事業者の参画、連携のもとで環境に配慮した取り組みをより一層進めるために策定を行います。

本計画の策定にあたっての方針は、以下に示すとおりです。

- ●SDGsの考え方やパリ協定など、国際的な動向や時代の潮流を反映した計画へ
- ●国や県の環境基本計画などとの関連性に配慮した計画へ
- ●第二次坂井市総合計画に掲げる将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」及び第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「自然と共生できるまちづくり」を環境面から推進する計画へ
- ●市民や事業者などと、より密接な連携構築を図ることに配慮した計画へ
- ●地域資源の活用を通じて地域が元気になる計画へ
- ●市主体の計画から市民・事業者目線の計画へ

資料：国際連合広報センター

② 計画策定の目的

本計画を推進し、環境問題を解決するためには、市民、事業者、市（行政）の各主体が連携した取り組みが必要です。

そのため、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって本市の環境に関わる様々な課題に対応するための方向性を定めることを目的とします。

③ 計画の概要

❖ 位置づけ

本市の環境基本計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、本市の環境保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画です。また、第二次坂井市総合計画に掲げる本市の目指すべき将来像「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち　～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」の実現、第二次坂井市まち･ひと･しごと創生総合戦略に掲げる「自然と共生できるまちづくり」の実現を本市の関連する各種計画と整合性を図りつつ、環境面から推進するための計画として位置づけます。

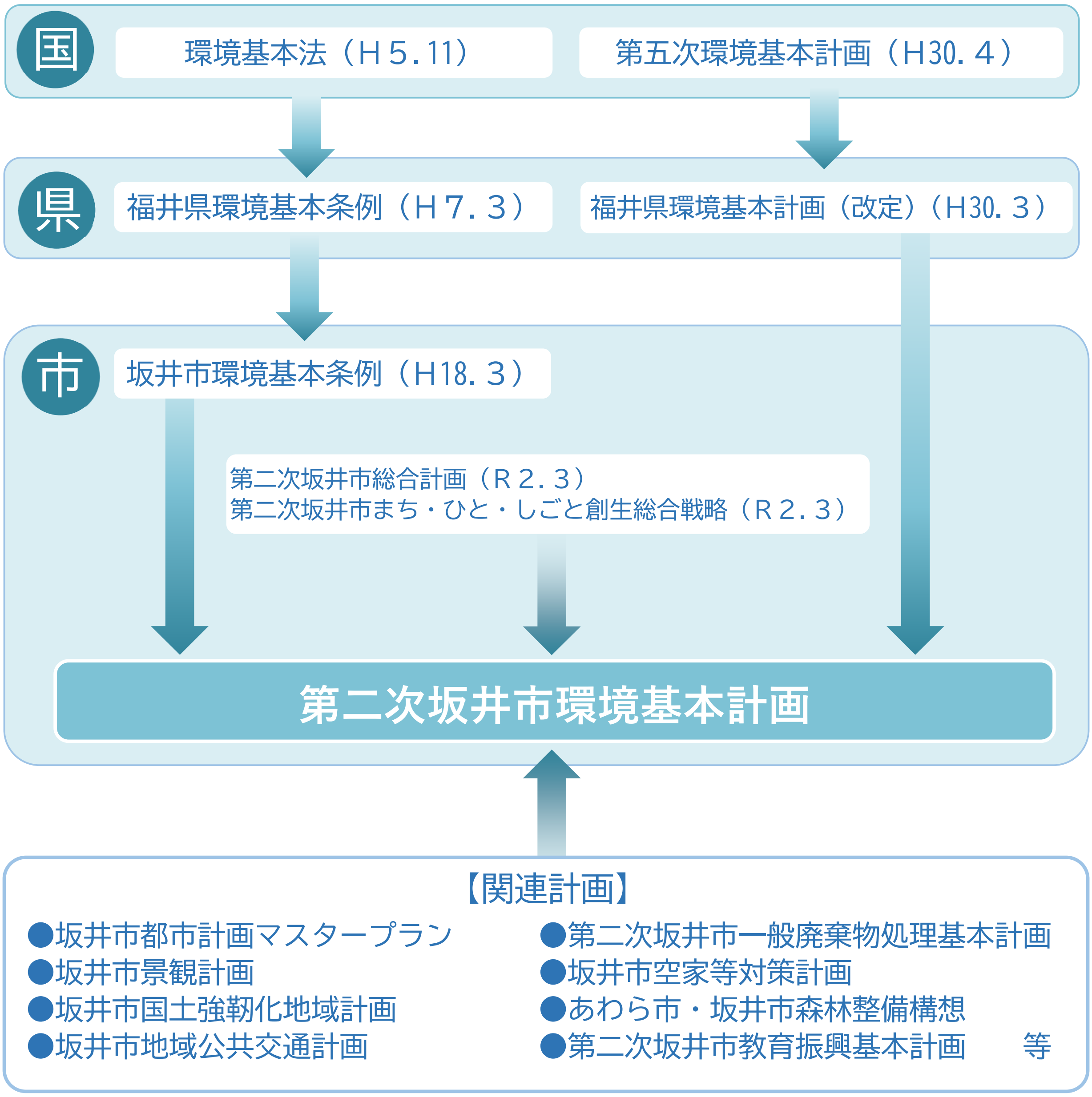

❖ 計画の期間（目標年次）

本計画は、対象期間を 2021（令和3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間と定め、目標年次の 2030（令和 12）年度における目指すべき環境像の実現に向けて、各種施策に取り組んでいきます。

また、点検を毎年行うとともに、5年を目途に成果を総括します。なお、国内外の社会情勢の変化やテクノロジーの進展、本市における環境や市民生活に大きな影響を与える構造的な変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

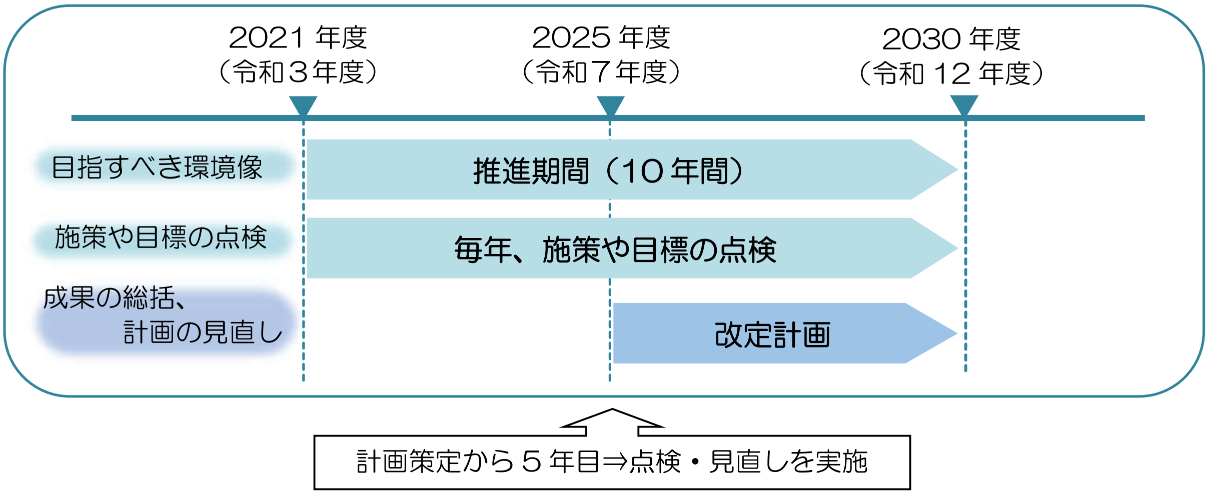

❖ 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下に示すとおりです。

対象分野	対象範囲
良好な生活空間の創出に関すること	大気汚染、水質汚濁（海・河川含む）、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、化学物質、空家　など
豊かな自然と歴史資源に関すること	生物多様性、自然環境・景観、街並み、歴史・文化　など
循環型社会の形成に関すること	ごみの減量、リサイクル、廃棄物処理、バイオマスの利用、水資源、地産地消　など
地球温暖化対策の推進に関すること	省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用、気候変動、地球温暖化緩和策・適応策　など
環境と共生する人づくりに関すること	環境教育（環境に関する学習や取り組み、見学など）、環境保全活動　など

❖ 計画の構成

第１章　計画の基本的事項

- 計画策定の背景・目的
- 計画の概要
  （位置づけ、計画の期間、対象とする環境の範囲、計画の構成、各主体の役割）
- 社会的動向

第２章　環境の現状と課題

- 地域の概況・課題（生活環境・自然と歴史資源、循環型社会など）
- 環境に対する意識（市民・事業者・中学生）
- 前計画の評価

第３章　環境保全施策の体系

- 環境像
- 5 つの行動指針
- 施策の体系

第４章　行　動　計　画

- 良好な生活環境の創出
- 豊かな自然と歴史資源の保全・育成
- 循環型社会の形成
- 地球温暖化対策の推進
- 環境と共生する人づくり
- 重点プロジェクト

第５章　計画の推進方策

- 計画の推進体制
- 計画の進行管理

❖ 各主体の役割

本計画では、市民、事業者、市(行政)が主体となって参画します。このほかに、通勤･通学者や年間 500 万人を超える観光客が本市を訪れている現状を踏まえ、これらの方も一つの主体とし、環境保全に関して市民と同様の役割を求めることとします。

本計画の推進における各主体の役割を以下に示します。

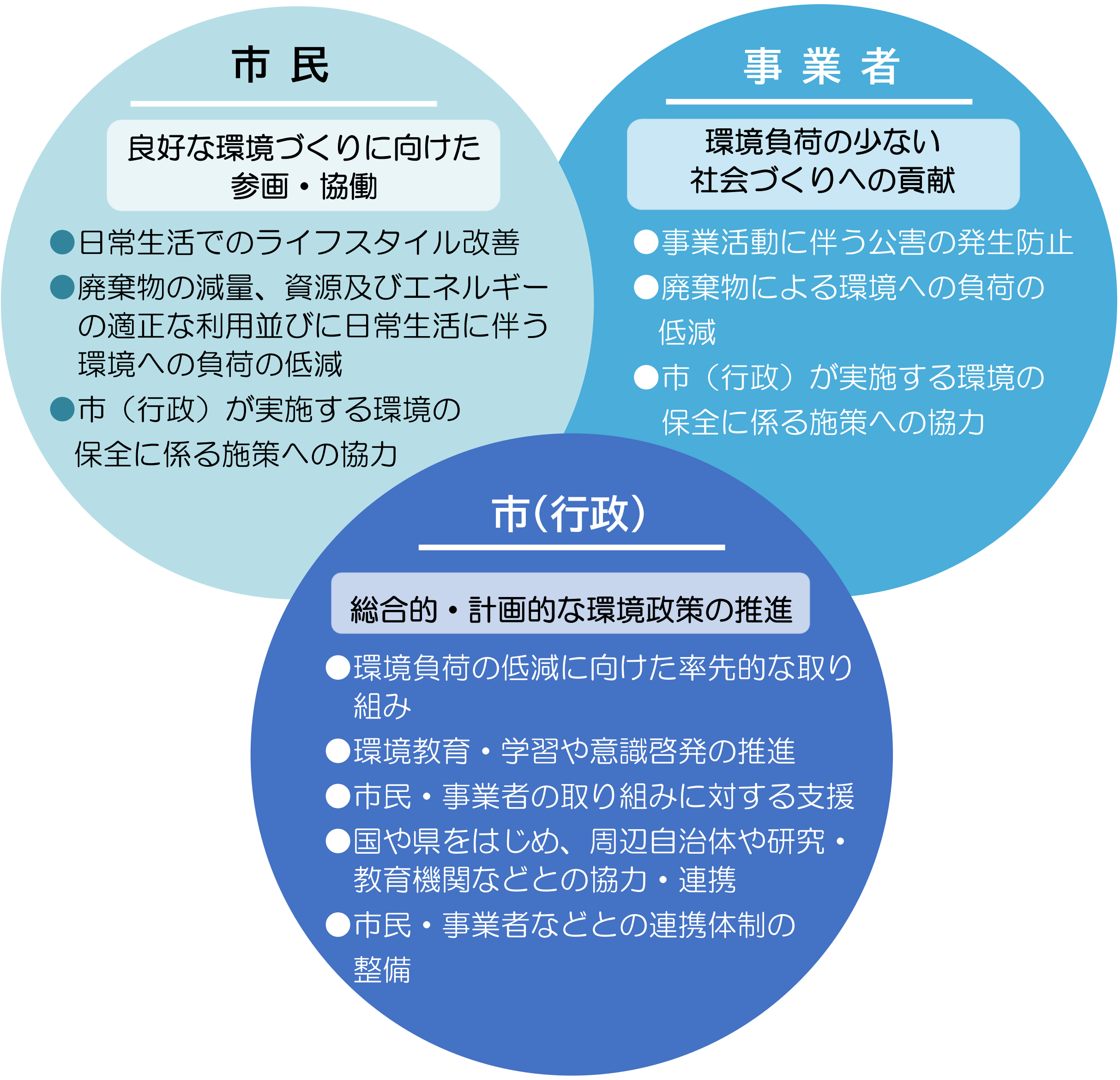

④ 社会的動向

① 持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

持続可能な開発に向け、2015（平成 27）年9月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下、「2030 アジェンダ」という。）が採択されました。2030 アジェンダは、諸問題を国際社会全体の喫緊した課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した目標です。この 2030 アジェンダの中核を成すSDGsは、17 のゴールとゴールごとに設定された合計 169 のターゲットから構成されています。

SDGsは、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用され、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費や生産、教育、雇用など様々な分野についてもゴールが掲げられており、目標を達成するためには環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していく重要性が示されています。

国内においては、2016（平成 28）年に国の指針として、「持続可能な開発目標実施指針」が策定され、SDGsの達成に向けた取り組みの推進にあたっての自治体の役割の重要性が示されています。また、2019（令和元）年には「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、2020（令和2）年に推進する具体的施策を取りまとめています。

SDGs の 17 のゴール

1. 貧困をなくそう	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	13. 気候変動に具体的な対策を
2. 飢餓をゼロに	8. 働きがいも経済成長も	14. 海の豊かさを守ろう
3. 全ての人に健康と福祉を	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	15. 陸の豊かさも守ろう
4. 質の高い教育をみんなに	10. 人や国の不平等をなくそう	16. 平和と公正をすべての人に
5. ジェンダー平等を実現しよう	11. 住み続けられるまちづくりを	17. パートナーシップで目標を達成しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に	12. つくる責任 つかう責任	

資料：国際連合広報センター ホームページ

② 地域循環共生圏

環境省が 2018(平成 30)年に閣議決定した「第五次環境基本計画」では、複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方を活用した「地域循環共生圏」を提唱しました。

出典:環境省

各地区が地域資源を最大限に活用しながら、資源の特性に応じて補完し、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地域循環共生圏の創造に向け、「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトなどの取り組みが行われています。

③ 地球温暖化対策

気候変動に起因すると考えられる自然災害は、2000 年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水、土砂災害など、毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しており、「気候危機」ともいえる時代となっています。

2015(平成 27)年 12 月の第 21 回締約国会議(COP21)においてパリ協定が採択されました。これは、2020(令和2)年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定であり、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満に抑え、21 世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

国内においては、2016(平成 28)年5月に地球温暖化対策推進法に基づき「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、中期目標として 2030(令和 12)年までに 2013(平成 25)年度比で温室効果ガス総排出量を 26%削減、長期目標として 2050 年までに 80%削減の目標を掲げています。2018(平成 30)年には、気候変動適応法に基づき「気候変動適応計画」が閣議決定され、温暖化その他の気候変動に対処し、温室効果ガスの排出の抑制などを行う緩和策だけでなく、既に現れている影響や将来予測される被害を回避・軽減する適応策を進めています。

このほか、温室効果ガスを減らす取り組みとして、エネルギー管理を行う「HEMS」導入住宅や高度な省エネルギー性能を有する「ZEH」、地球温暖化対策に資する「賢い選択」を行う国民運動「COOL CHOICE」の推進などが進められています。

Topic 福井県の温室効果ガス排出量削減目標

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、福井県では「福井県環境基本計画」のなかで、福井県における将来の温室効果ガス排出量削減目標を設定しています。

目標年度：2030(令和 12)年度
基準年度：2013(平成 25)年度
削減目標：28%(基準年度比)

④ 生物多様性

地球温暖化の影響によって、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の喪失が継続しており、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われています。2020（令和2）年に更新された、国際自然保護連合（IUCN）の世界の絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）では、3万 2,441 種もの生物が指定されており、その数は増加しています。このままの速度で進むと、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービス（人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の調整など様々な便益）の低下が生じる危険性が高いと指摘されており、世界の食料需給や水需給への影響も懸念されています。

国内では、2008（平成 20）年に「生物多様性基本法」が施行され、2012（平成 24）年には、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されました。国家戦略のなかでは、生物多様性の損失要因を4つの危機に分けており、こうした危機を回避するため、生物多様性を社会に浸透させることや地域における人と自然の関係を見直し、再構築することなどを重要な課題としています。

生態系の多様性

山、川、海、サンゴ礁など様々なタイプの自然があります。

種の多様性

動植物、細菌、微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、多様な個性があります。

【3つのレベルでの多様性】

資料：環境省ホームページ

第1の危機 **開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少**	鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や、埋め立てなどの開発による生息環境の悪化・破壊など、人間活動が自然に与える影響が多大となっています。
第2の危機 **里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下**	二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機 **外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱**	外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑による遺伝的なかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機 **地球環境の変化による危機**	地球温暖化により平均気温が 1.5～2.5℃上がると、氷が融け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇します。それにより、動植物の絶滅のリスクが 20～30%高まるといわれています。

【生物多様性の損失要因の4つの危機】

⑤ 循環型社会

　プラスチックは利便性が高く、私たちの生活の中で幅広く利用されています。しかし近年では、プラスチック製の漁具や廃棄物、水害などで流失したプラスチックごみが海洋に流出し、海洋環境の汚染や生態系への影響が指摘されています。さらに、新型コロナウイルスによる外出自粛に伴う、飲食店でのテイクアウトの増加やデリバリーの利用により、家庭から出るプラスチックごみの増加が懸念されるなど、新しい生活様式による課題も発生してきています。

　このような問題を受けて、2019（令和元）年にプラスチックの資源循環を総合的に推進する「プラスチック資源循環戦略」と、新たな汚染を生み出さないことに焦点を当てた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。

　また、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など、幅広い主体が連携協働して取り組みを進めることを後押しする「プラスチック・スマート　-for Sustainable Ocean-」キャンペーンの立ち上げや、2020（令和2）年7月からレジ袋の有料化が始まるなど、プラスチック製品を減らす取り組みが進められています。

　食品ロス（食べれられるのに捨てられる食品）も深刻な問題となっており、国の食品ロス量は2017（平成29）年度推計で年間612万tにのぼり、1人当たりに換算すると約48kgの食品が捨てられていることになります。

　食品ロスの削減に向け、消費者が食品を購入する場面での「買い方を変える」取り組みや宴会時の食べ残しを減らす「全国おいしい食べきり運動」、企業や農家から発生する、やむを得ず未利用食品となったものを必要としている団体などに寄附するフードバンク、家庭で余っている食べ物を持ち寄って団体などへ寄付するフードドライブ、飲食店・小売店で廃棄されてしまう食品を割安価格で提供するフードシェアリングサービスなどの普及活動を進めており、消費者・事業者共に協力していくことが重要な課題となっています。

【フードバンクの仕組み】

第 2 章　環境の現状と課題

① 地域の概況

❖ 位置及び地勢

●本市は、福井県の北部に位置し、北はあわら市及び石川県加賀市、西は日本海、南は福井市及び永平寺町、東側では勝山市にそれぞれ接しています。

●行政区域は細長く、東西約 31km、南北約 17km にわたり、約 210km^2 の面積を有しています。

●本市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。

●中部には福井県随一の穀倉地帯である坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

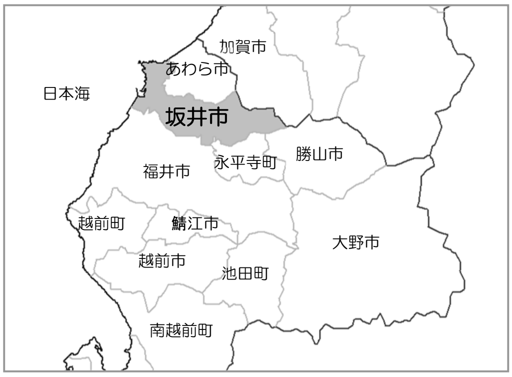

❖ 気候

●2015（平成 27）年から 2019（令和元）年の 5 年間における年間降水量の平均値は 2,040mm、平均気温は 14.8℃となっています。

●月別の降水量の推移をみると、5月が最も少なく 110mm、9月が最も多く 268mm となっています。また、平均気温の推移をみると、8 月が最も高く 26.6℃、1 月が最も低く 3.8℃となっています。

●2015（平成 27）年から 2019（令和元）の平均気温は 14.5℃となっており、30 年前（1990（平成2）年～1994（平成6）年）の 13.9℃と比べて、0.6℃高くなっています。

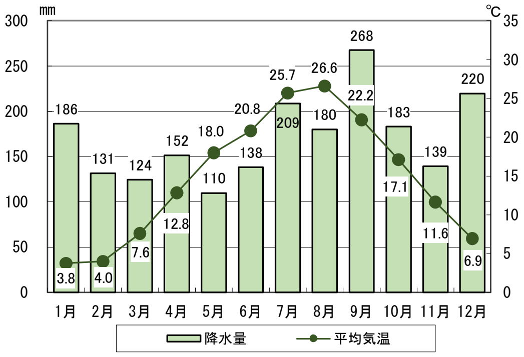

【月別降水量及び平均気温の推移】
（2015 年～2019 年の平均値）

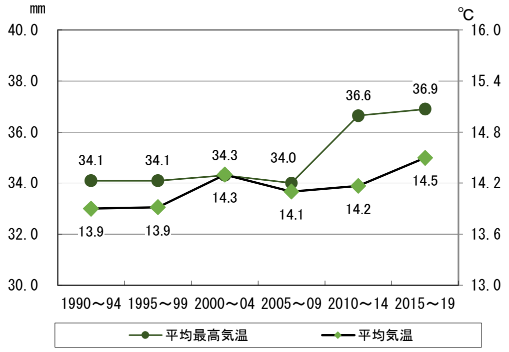

【1990～2019 年（過去 30 年間）における
5 年平均の年間気象統計の推移】

資料：福井地方気象台三国観測所

❖土地利用

●2019（令和元）年における地目別土地利用状況をみると、田畑が約 34％、山林が約 30％を占めており、豊かな自然環境に包まれていることがわかります。

●1990（平成 2）年からの経年変化をみると、田・畑・原野が減少しているのに対し、宅地は増加しており、市街化が進んでいることがわかります。

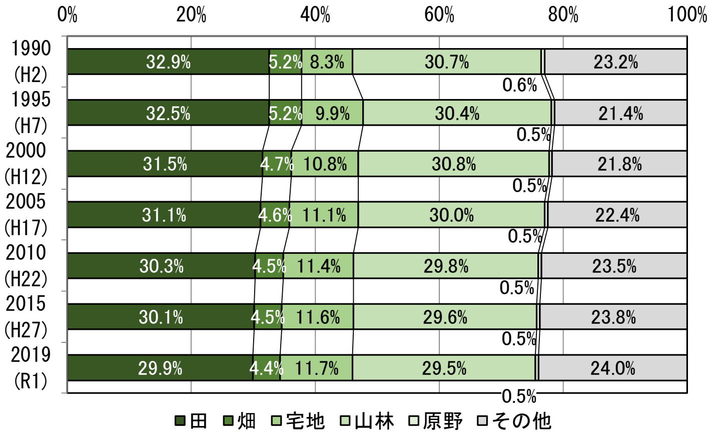

【地目別土地利用状況】

資料：福井県市町村勢要覧
（固定資産概要調書による地目別面積）

❖人口

●2019（令和元）年における人口は 91,638 人となっており、緩やかな減少傾向となっています。

●世帯数は一貫して増加傾向にあり、2019（令和元）年で 31,777 世帯となっています。1世帯当たりの規模は、県全体の値（2019（令和元）年 2.66 人/世帯）を上回っているものの減少傾向にあり、2019（令和元）年で 2.88 人/世帯となっています。

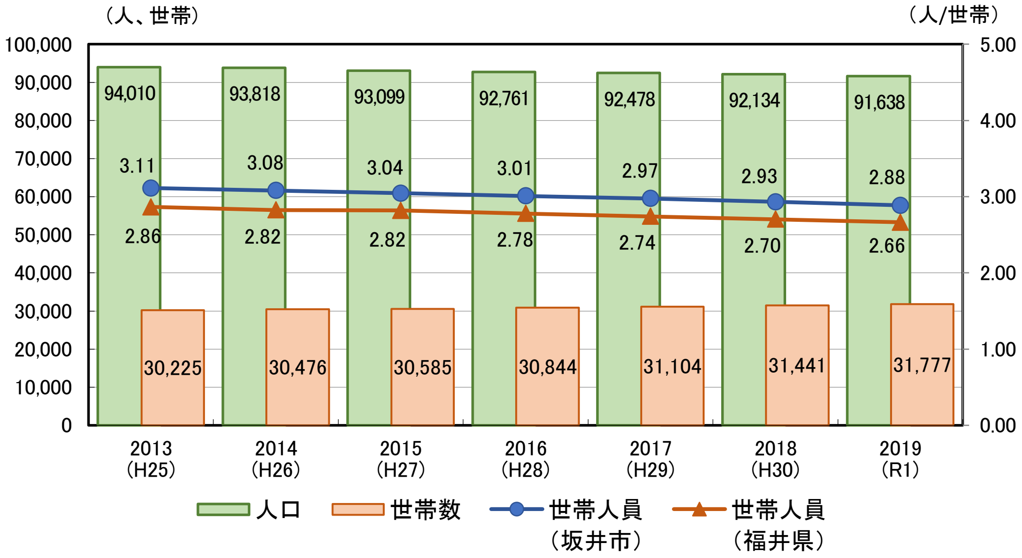

【人口・世帯数の推移】

資料：坂井市統計年報
福井県市町村勢要覧

② 生活環境

❖大気

●2018（平成 30）年度の常時観測結果については、光化学オキシダント以外の測定項目は環境基準を満たしています。

●工場・事業場のばい煙発生施設について毎年調査しており、2018（平成 30）年度の立入調査では、基準超過はありませんでした。

❖悪臭・騒音

●工場悪臭について、公害防止協定を締結している事業所への 2018（平成 30）年度調査では基準超過はありませんでした。また、畜産悪臭については、2018（平成 30）年度調査で超過事業所が1社あり、原因の究明及び改善対策を求めました。

●自動車騒音について、2019（令和元）年度調査での環境基準達成率は 100％となっています。

❖有害化学物質など

●市内で行われているダイオキシン類濃度の監視結果は、環境基準内にあり、大きな問題は発生していません。

●県では 1969（昭和 44）年から原子力発電所周辺の環境放射線モニタリングを行っており、坂井市域でも放射性物質の 24 時間モニタリングを行っています。

❖公害苦情件数

●公害苦情件数について、2018（平成 30）年は 2016（平成 28）年と比べて件数が増えており、種類別にみると悪臭の件数が最も多くなっています。

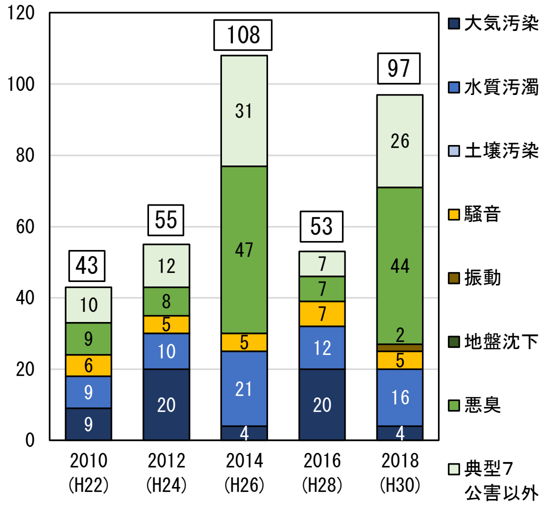

【苦情件数の推移】

資料：坂井市統計年報

❖水質

●市内を流れる九頭竜川、竹田川、兵庫川、磯部川、田島川、八ヶ川では水質測定が行われており、いずれも良好な水質を維持しています。

●三国地先や福井火力地先など 7 箇所で海域の水質測定が行われており、いずれの測定地点も良好な水質を維持しています。

●市内では毎年5地点で地下水調査を行っており、2019（令和元）年度の調査では基準超過はありませんでした。

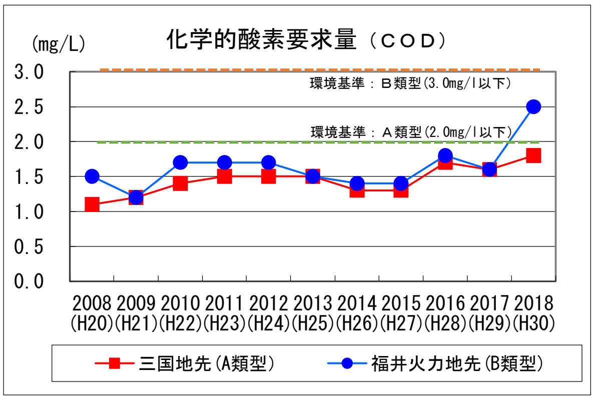

【水質測定結果（海域）】

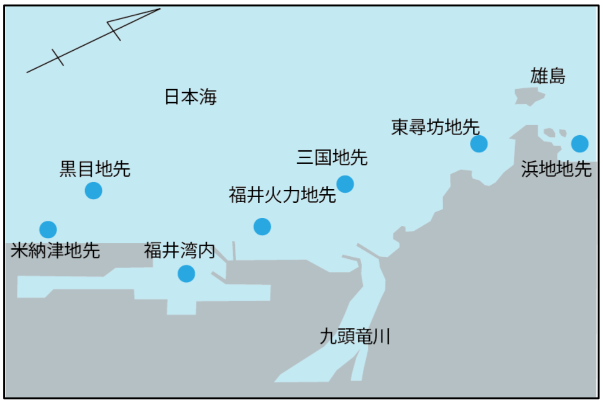

【水質測定箇所（海域）】

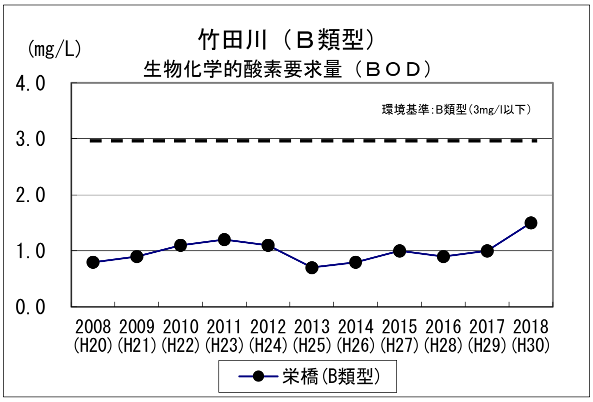

【水質測定結果（河川）】

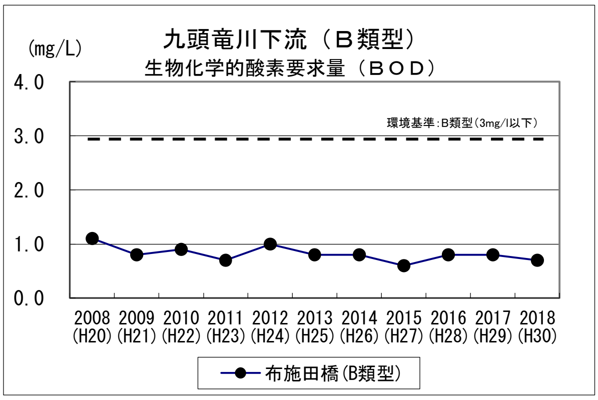

【水質測定結果（河川）】

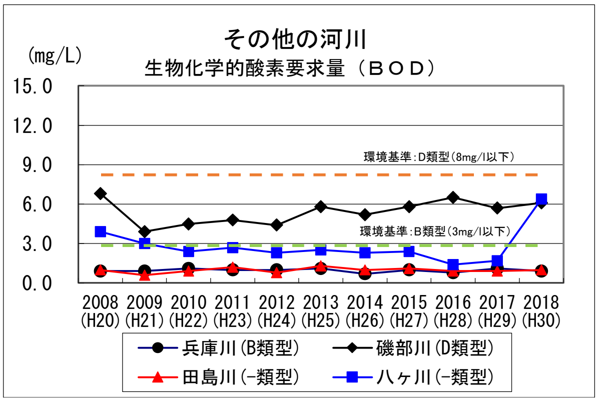

【水質測定結果（河川）】

●関係法令及び条例について

工場や店舗で使用する機器などで、大気汚染防止法や悪臭防止法、騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法などの特定施設の届出対象施設・機器に該当する場合には、届出が必要となります。また、2006（平成 18）年に坂井市環境保全条例を制定し、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全する目的で、既存の法令よりも厳しい基準で、特定工場、特定施設を定めています。

❖不法投棄・漂着ごみ

●本市では、不法投棄やごみのポイ捨てなどが問題となっており、不法投棄防止に向けて、市（行政）は年間 30 回（県の合同パトロール含む）を超えるパトロールを実施しています。

●市（行政）は不法投棄の監視体制を強化するため、市内の郵便局などと不法投棄監視覚書を結んでいます。

●市内には海水浴場が2箇所（三国サンセットビーチ、浜地海水浴場）あり、利用者のごみの不始末や流域及び海外からの漂流・漂着ごみなどが、毎年のように問題となっています。

【九頭竜川河口部清掃活動】

❖空家

● 2018（平成 30）年の調査では、本市の空家が 1,303 戸あり、そのうち約9割は住宅用途となっています。

●適切に管理が行われていない空家は、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など多くの問題が発生し、生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、坂井市空家等対策計画に基づき対策を進めています。

●本市の空家は、減少傾向にあるものの、少子高齢化がさらに進展する状況においては、今後増加することが予想されます。

●本市では、空家の有効活用及び定住促進を図る事業として「空き家情報バンク」を開設しており、市内の空家の情報提供や空家の登録を行っています。市のホームページからも閲覧することができ、空家物件の購入やリフォームに対する補助も行っています。

（戸）

	住宅	店舗・兼用住宅	その他	合計
2011 年３月調査	1,213（86.3%）	94（6.7%）	98（7.0%）	1,405
2018 年３月調査	1,172（89.9%）	64（4.9%）	67（5.2%）	1,303

【空家の数と用途】

資料：坂井市空家等対策計画

課　題

❖良好で快適な生活環境の保全

●建設工事や事業所・店舗の事業活動に伴う騒音・振動の発生防止に、引き続き努める必要があります。

●坂井市環境保全条例について事業者に周知し、条例を遵守していく必要があります。

●有害化学物質については、今後も注意して監視していく必要があります。

●悪臭や大気汚染の原因ともなる野焼きは法律で原則禁止されているため、市民、事業者に野焼きを行わないよう周知する必要があります。

●ごみのポイ捨て、犬の糞の後始末の問題など、環境モラルの向上を引き続き図っていく必要があります。

❖水質汚濁の防止と意識の向上

●汚れた水が河川や海、地下に流れないよう、工場・事業所における排水対策を引き続き推進する必要があります。

●水資源への負荷を減らすため、減農薬、減化学肥料の農業を推進していく必要があります。

●油の流出事故を防ぐため、燃料・原料などの補給を行うときは現場を離れないことやタンクや配管の点検といった定期的な管理を行う必要があります。

●市民においては、各家庭から排出される生活雑排水の量を減らしていく必要があります。

❖不法投棄・漂着ごみ・空家の対策

●不法投棄は景観を損なうだけではなく、有害な物質が漏れることで環境汚染にもつながる重大な犯罪ということを継続して呼び掛けていく必要があります。

●九頭竜川流域の市町や各種団体、国・県などの関係機関と連携して、漂流・漂着ごみ問題に取り組む必要があります。

●放置された空家を増やさないためにも、市民が空家の問題を広く認識し、心構えや知識を持つ必要があります。また、住宅や相続などの相談をできる体制づくり、空き家情報バンクなどの活用を促進していく必要があります。

③ 自然と歴史資源

❖動植物

●本市では、都市化の進展や各種の開発行為などに伴い、生存が危ぶまれている絶滅危惧種が確認されています。「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016」に記載された野生生物種のうち、本市では 331 種（県域絶滅種を除く）が選定されています。

カテゴリー	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類	陸産貝類	淡水産貝類	維管束植物	合計
県域絶滅	–	–	–	–	–	–	–	2	3	5
県域絶滅危惧Ⅰ類	–	15	–	–	3	8	2	–	31	59
県域絶滅危惧Ⅱ類	–	11	–	–	13	7	2	4	31	68
県域準絶滅危惧	2	21	2	3	1	20	–	4	26	79
要注目	1	34	1	3	2	35	7	3	39	125
絶滅のおそれのある地域個体群	–	–	–	–	–	–	–	–	–	0
合計	3	81	3	6	19	70	11	13	130	336

資料：福井県の絶滅のおそれのある野生動植物 2016

●1999（平成 11）年の「福井県のすぐれた自然」にある「鳥獣の重要な生息地」として、本市では5箇所（福井新港とその周辺、加戸の大堤、坂井平野、坂井市の丘陵地、九頭竜川中流域）が選定されており、一部の生息地は国定公園、鳥獣保護区、保安林などの法令によって保護指定された地域があります。

●丸岡町の山林、三国町の丘陵地、越前加賀海岸国定公園などでは、松枯れが起きています。

●全国レベル、県レベルで特に重要な「すぐれた植生」が6箇所（大堤の水生植物、東尋坊付近の海岸植生、滝谷寺の寺叢林、雄島の照葉樹林、久米田神社のシラカシ林、東荒井の春日神社のタブノキ林）あります。

●県の巨樹・巨木林調査によると、本市では 90 件の巨樹・巨木林が登録されています。

●山間部や三国地区の砂丘地などにおいては、有害鳥獣による農作物の被害が発生しています。

Topic コウノトリの飛来と繁殖

2019（令和元）年に、国の特別天然記念物であるコウノトリ４羽が本市の野外の巣でふ化し、巣立ちしました。福井県で野外繁殖したひなが巣立つのは 58 年ぶりとなっており、地域住民や自治体による見守り活動などが実施されました。

本市では、コウノトリも繁殖できる豊かな自然を保全し、共生する社会を目指していきます。

資料：坂井市ホームページ

●県下最大の河川である九頭竜川が市中心部を東から西に向かって流れており、タイリクバラタナゴ、ブルーギル、ブラックバスなどの外来魚、ハリエンジュ、ブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウなどの外来植物の侵入が確認されています。

【ブルーギル】

【アレチウリ】

資料：環境省

【坂井市の環境資源と保全地域など】

❖地形地質

●全国レベル、県レベルで特に重要な「すぐれた地形・地質」は、雄島安山岩・安島安山岩と節理をはじめとして、市内に 10 箇所あります。

❖歴史・文化

●国史跡である六呂瀬山古墳群や丸岡城をはじめとする重要文化財、東尋坊やアラレガコ生息地の名勝天然記念物を有しています。

●三国祭や表児の米などは、福井県を代表する伝統祭事となっています。

＜指定文化財一覧＞

国指定

国宝	工芸品	1
重要文化財	建造物	4
	絵画	3
	歴史資料	1
	工芸品	1
史跡・名勝・天然記念物	史跡	2
	名勝	1
	名勝天然記念物	2

県指定

有形文化財	建造物	5
	絵画	3
	彫刻	4
	書籍・典籍・古文書	2
	工芸品	2
	考古資料	1
	歴史資料	2
民俗文化財	無形民俗文化財	6
史跡・名勝・天然記念物	史跡	3
	天然記念物	3

市指定

有形文化財	建造物	10
	彫刻	15
	書籍・典籍・古文書	3
	工芸品	3
	考古資料	1
	歴史資料	3
民俗文化財	有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	6
史跡・名勝・天然記念物	史跡	12
	天然記念物	6

国登録

登録有形文化財		10
登録記念物	記念物（名勝地）	1

市登録

登録有形文化財	3
登録記念物（史跡）	3

資料：坂井市教育振興基本計画

【三国祭】

【丸岡城】

課　題

❖動植物の生息環境の保全と再生

●本市における絶滅危惧種については市民、研究者、市(行政)が連携し、適切に保全と再生の活動に取り組む必要があります。

●本市におけるすぐれた植生、巨樹･巨木林については、広く市民に周知し、保全していく必要があります。

●すぐれた植生や巨樹･巨木林の指定を受けていないものでも、市にとって重要だと考えられる場合は、市民、事業者、市(行政)が協力して適切に保全していく必要があります。

●有害鳥獣の個体数管理に取り組み、必要に応じて駆除などによる生息数の調整を行う必要があります。

●松枯れ対策については、市民と協力し、継続して実施していく必要があります。

●外来種については、国、県と連携して対策を行う必要があります。また、外来種についての環境学習の場の創出も検討していく必要があります。

❖地域の歴史・文化の保全

●国宝や重要文化財、名勝･天然記念物、各地区の歴史･文化資源を、伝承、継承、保全していくと同時に、それらの資源を活用したエコ･グリーンツーリズムにも取り組んでいく必要があります。

Topic　森里川海のつながりと循環

私たちの暮らしは、森里川海をはじめとする、様々な自然の恵みに支えられています。森に降った雨は葉や土の中に蓄えられ、その過程で栄養分がとけこみ、ゆっくりと時間をかけて川や海へと流れ込みます。また、その栄養は、食物連鎖によってプランクトン、魚類、魚類を食べる私たち人間や陸上生物へとつながっていきます。

そして捕食された魚類は生ごみや糞となり、ミミズや細菌・バクテリアなどによって分解され、再び土に還ります。

森・里・川・海は、こうした絶妙なバランスによって健全な循環が維持されていますが、過度な開発や利用、管理不足により、そのバランスが崩れつつあります。例えば、管理不足の人工林が増えると、森の貯水機能が低下し、土砂崩れが起きる可能性が高くなるだけでなく、土砂が川に流れ込んで、川や海の生態系に悪影響を及ぼす可能性も出てきます。こうした問題を発生させないためにも、私たち一人ひとりが意識や行動を変えていくことが重要です。まずは身近なことから始めてみましょう。

資料：環境省

④ 循環型社会

❖廃棄物

●本市の 2019（令和元）年度のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は、それぞれ 29,429t と 881gとなっており、2011（平成 23）年度以降は横ばいに推移しています。

●市内の一般廃棄物は、福井市、あわら市及び永平寺町との共同施設である、福井坂井地区広域市町村圏事務組合清掃センターで処理されています。

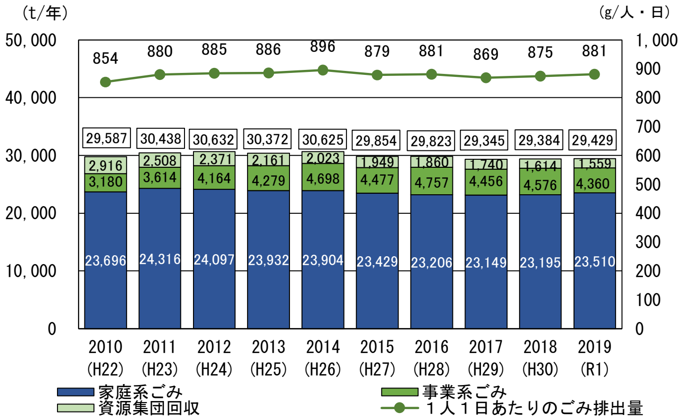

【本市のごみ総排出量の推移】

資料：第二次坂井市一般廃棄物処理基本計画

<参考>循環型社会の形成と推進のための法制度

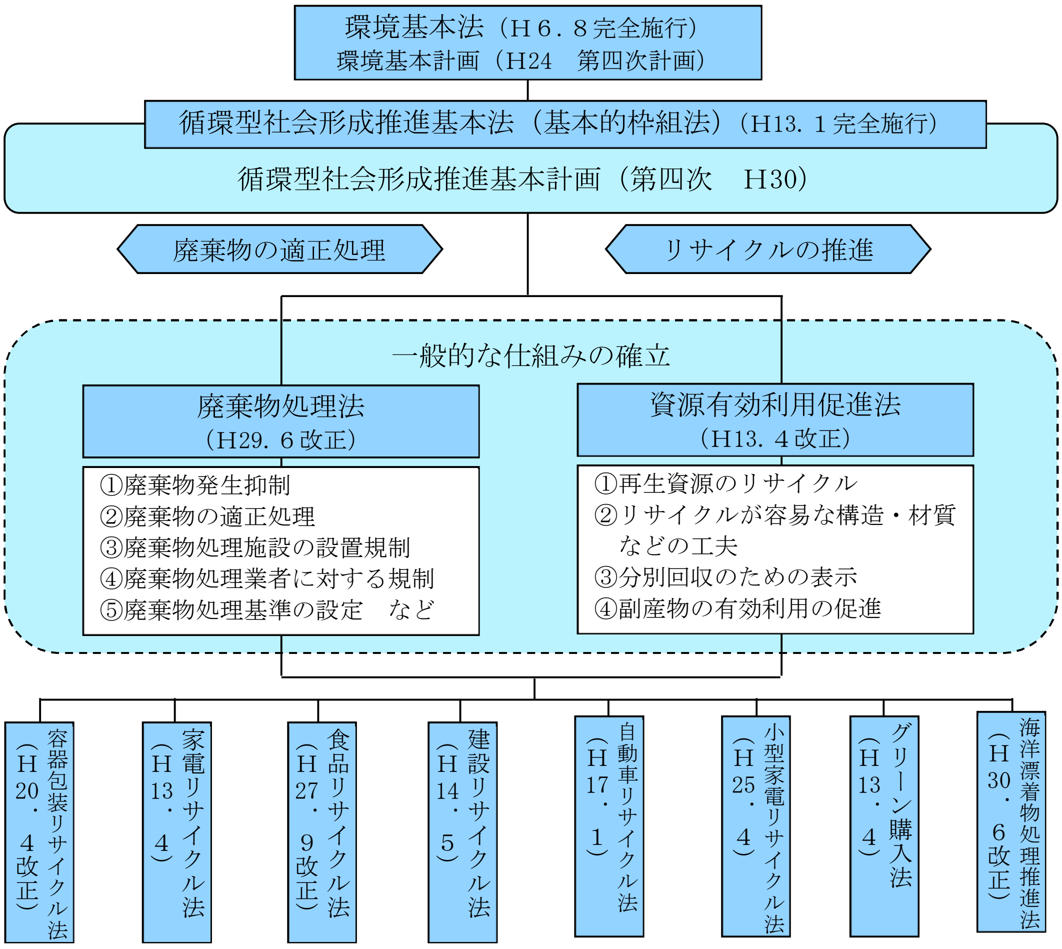

❖水資源

●本市の上水道は、龍ヶ鼻ダムを水源とする竹田川の表流水と自己水源の井戸水を取水して供給しています。また、地下水の利用は多岐にわたり、上水、工場用水、消雪などに利用しています。

●九頭竜川流域下水道関連下水道事業を計画的に進めており、2018(平成 30)年度の公共下水道普及率は 98.2%と高い水準にあります。

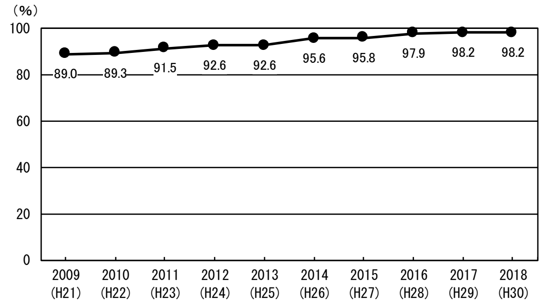

【公共下水道の普及率】

資料：坂井市統計年報

❖バイオマスエネルギー

●あわら三国木質バイオマスエネルギー事業協議会は、あわら市と三国町の観光施設において、化石燃料に代わって県産の未利用木材を熱源利用する取り組み「あわら三国木質バイオマスエネルギーを利用したモデル地域づくり推進事業(あわら三国もりもりバイオマス)」を行いました。推進事業では、持続可能な循環型社会づくりにつなげるために、森林を適正に管理して、エネルギーの地産地消を促進してきました。

Topic 木質バイオマス熱エネルギー活用の取り組み

上記事業のノウハウを引き継ぎ、設立された「もりもりバイオマス株式会社」は、あわら三国エリアでの木質バイオマス熱エネルギー利用システムの普及促進を目指しています。

地元森林の間伐未利用材や林地残材を資源とし、坂井森林組合の「WOODバイオマスセンターさかい」で生産した木質チップやペレットを燃料とする温水ボイラを需要者の施設に導入し、シャワー・給湯・暖房などの熱源を提供しています。

温水ボイラ導入施設
●坂井市
　三国観光ホテル（２機）
●あわら市
　グランディア芳泉（１機）
　あわら温泉美松（２機）

資料：もりもりバイオマス株式会社ホームページ

課　題

❖廃棄物の減量

- 本市のごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量は横ばいに推移しているため、ごみ排出量削減に向け、より一層の取り組みが求められます。
- ごみ減量化のために、リサイクルや食品ロスの削減などの更なる普及啓発を図る必要があります。
- ごみの分別について、市民に継続して広報していく必要があります。

❖資源の循環に向けた取り組みの推進

- 地下水の取水管理を適正に行い、地下水資源を保全していく必要があります。
- 下水道普及率 100％を目指すためにも、継続して事業を進める必要があります。
- 木質バイオマスなどの木材資源の有効活用を図っていく必要があります。

Topic　３Ｒの取り組みについて

３Ｒとは、Reduce（リデュース・廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、Recycle（リサイクル・再資源化）の３つの取り組みの頭文字からきており、この順番で取り組むと環境への影響が少ないといわれています。最近では４Ｒ、５Ｒという言葉もあり、Refuse（リフューズ・必要のないものは断る）、Repair（修理する）など様々なＲがあります。

リデュース

- 食べ物を食べきったり、腐らせないようにします。
- 生ごみを捨てるときは十分に水気を切ると、ごみを燃やすときのエネルギーを減らすことができます。
- エコバッグを使って、使用するプラスチックを減らすことができます。

リサイクル

- ごみを分別することにより再資源化しやすくなります。
- 生ごみ処理機を利用すると肥料を作ることができます。

リユース

- シャンプーやリンスなど、詰め替え用のものを買うことでボトルの再利用ができます。
- 自分に必要のないものは、リサイクルショップやフリーマーケットを活用して、必要としている人に譲りましょう。
- 何度も使われるびん（リターナブルびん）が使われている製品を選び、使用後はお店に返しましょう。

⑤ 地球環境

❖気候変動

●福井地方気象台で観測された、福井県の平均気温の長期変化をみると、年、季節ごとの平均気温はいずれも上昇傾向にあります。

●真夏日、熱帯夜の日数は増加傾向にあり、冬日日数は減少傾向となっています。また、年間降雪量、年最深積雪も減少傾向にあります。

●福井気象予報台の予測では、地球温暖化の進行により、2100 年頃には年平均気温が約4℃上昇（現在の九州の気温と同程度）、集中豪雨の増加や猛暑日が約 40 日増加する一方で、降水がない日も増加するとされています。

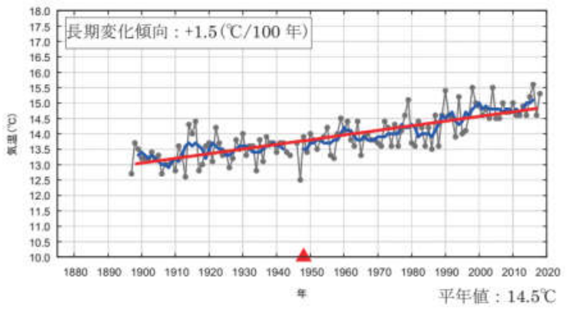

図 2.5.1　福井地方気象台の年平均気温の経年変化

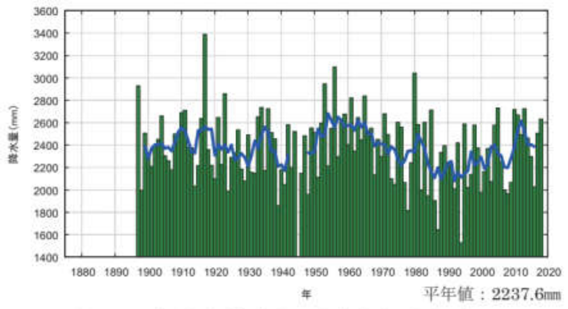

図 2.5.3　福井地方気象台の年降水量の経年変化

【福井県の年平均気温・年降水量の推移】

資料：気候変動監視レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－

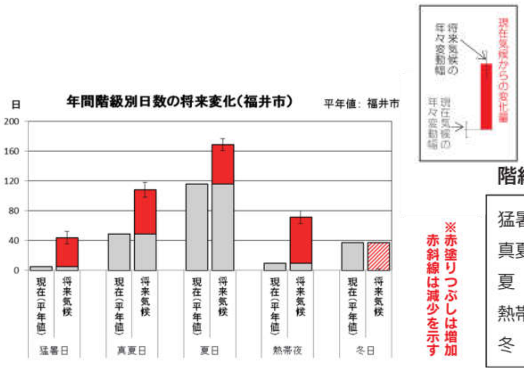

※赤塗りつぶしは増加
赤斜線は減少を示す

階級別日数

猛暑日：日最高気温35℃以上
真夏日：日最高気温30℃以上
夏　日：日最高気温25℃以上
熱帯夜：日最低気温25℃以上
冬　日：日最低気温0℃未満

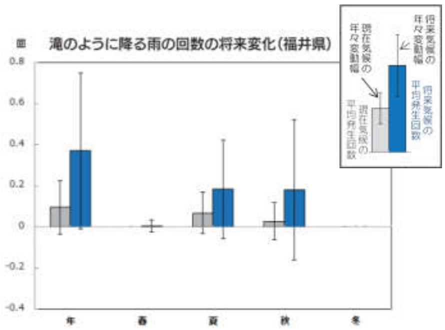

【福井県の年間階級別日数・１時間に 50㎜ 以上降る雨の将来変化】

資料：福井県の 21 世紀末の気候　気温の予測・降水の予測

●本市では、災害予防、災害応急対策及び、災害復旧に関する「坂井市地域防災計画」を策定しています。本市では過去に以下のような災害が発生しています。

水害	近年記録的な集中豪雨が多発しており、平成 30 年豪雨などで被害が出ている。
風害	平成 16 年の台風 23 号や平成 28 年の暴風で被害が出ている。
雪害	平成 18 年豪雪では県内の死者が 14 名、平成 30 年と令和３年の豪雪では８号線や公共交通機関の麻痺などの被害が出ている。

❖温室効果ガス排出量

●本市における温室効果ガス排出量合計の推移をみると、2012（平成 24）年度がピークとなっており、その後は減少傾向となっています。2011（平成 23）年度と 2012（平成 24）年度付近の温室効果ガス排出量が多いのは、東日本大震災の影響で原子力発電所が運転を停止し、火力発電所の稼働が増えたことが原因と考えられます。

●2017（平成 29）年度の排出量合計は、1990（平成2）年度と比較して約 25％増加しています。

●福井県環境基本計画では、2030（令和 12）年度までに温室効果ガス総排出量を 2013（平成 25）年度比で 28％削減することを目指しています。本市でも同等の削減を目標としており、2017（平成 29）年度時点では、2013（平成 25）年度比で6％の削減となっています。

●部門別にみると、産業部門が全体の約4割を占めていますが、1990（平成2）年度と比べると、全体に占める民生家庭部門の割合が増加しています。

●本市の1人当たりの温室効果ガス排出量の推移をみると、2012（平成 24）年度をピークに緩やかな増減を繰り返しています。また、国や県と比べて排出量が高い傾向にありましたが、2017（平成 29）年度時点では、県より低く国より高い排出量となっています。

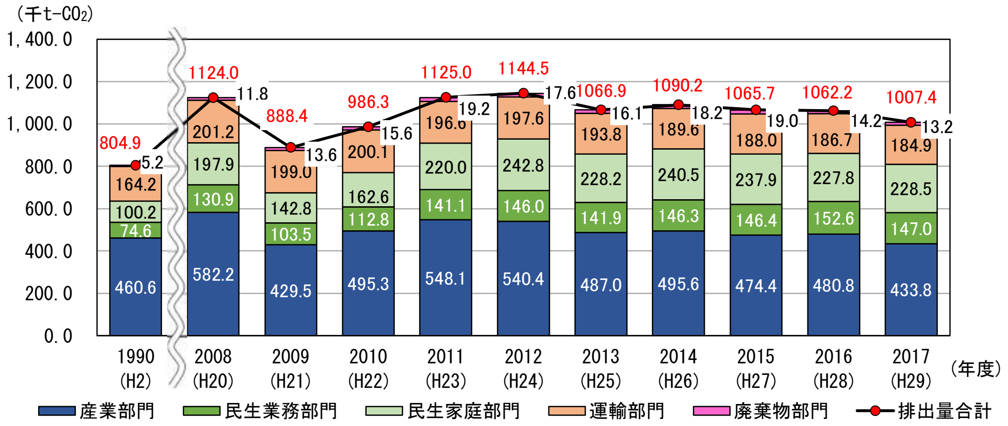

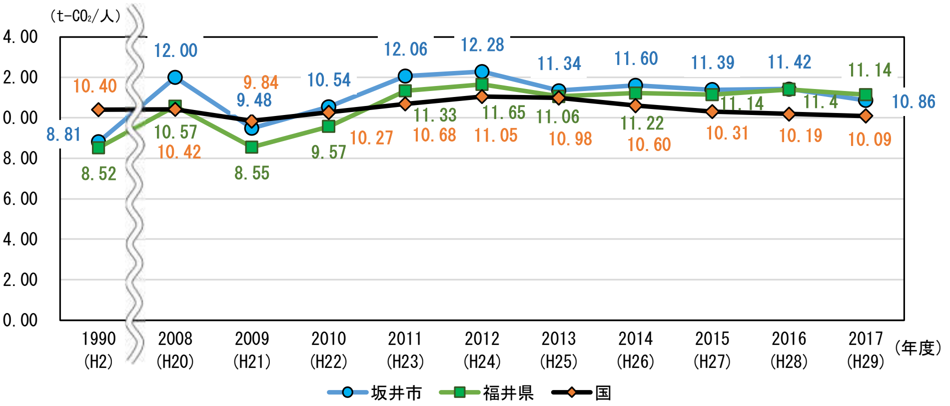

【１人当たりの温室効果ガス排出量の推移】

資料：環境省
住民基本台帳

●運輸部門をみると、自動車が9割を占めている状態が続いています。

●市内の自動車登録台数は増加傾向にあり、2019（令和元）年度で約 66,000 台となっています。

●市民意識調査によるハイブリッド自動車・電気自動車の導入状況をみると、ハイブリッド自動車は市民・事業者ともに約 20%、電気自動車は約1%に留まっています。

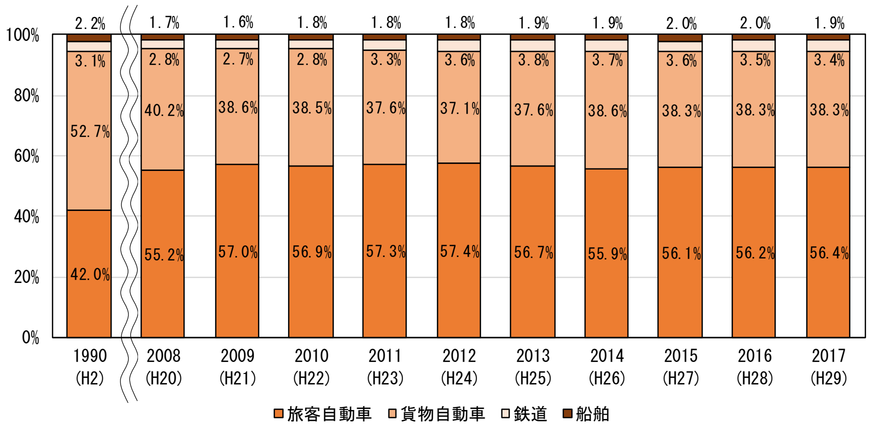

【運輸部門の種類別の温室効果ガス排出量割合の推移】 資料：環境省

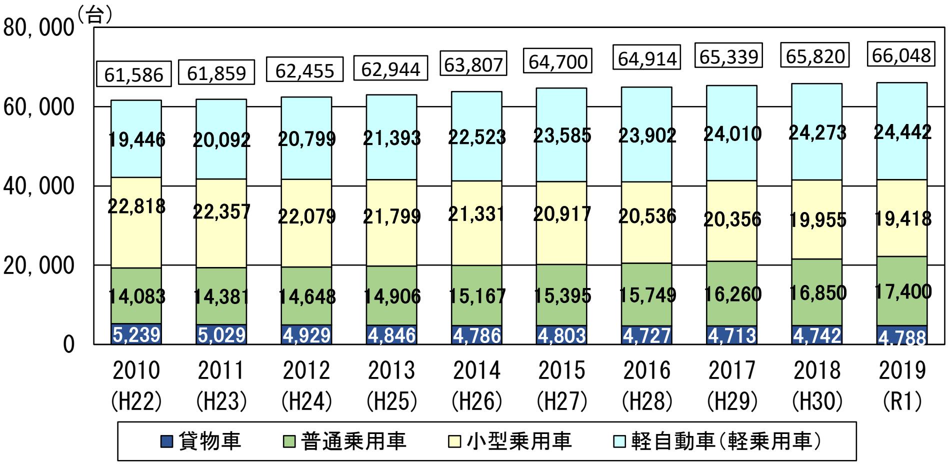

【坂井市自動車登録台数の推移】 資料：坂井市統計年報

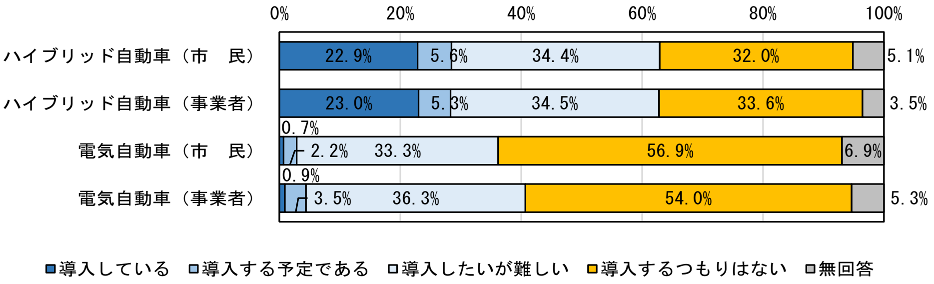

【市民意識調査によるハイブリッド自動車・電気自動車の導入状況】

❖地球温暖化防止活動

●環境省では、地球温暖化防止のために、2003（平成 15）年からライトアップ施設や家庭の照明を消すよう呼びかける「CO_2 削減/ライトダウンキャンペーン」を実施しています。本市においても6月 28 日を「市民統一行動日」とし、「福井大震災」の追想の意も含めて、市内全域にライトダウンを呼びかけています。また、夏至から8月末までの毎月 16 日を「さかいライトダウン・デー」とし、取り組みを強化しています。

●本市は、事業者や国民が省エネ・脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」に 2016（平成 28）年に賛同登録しており、一般市民の賛同を広く呼びかけています。

●2017（平成 29）年に、三国町のテクノポート福井に風力発電4基が設置され、約 4,600 世帯の電力を補っています。

【さかいライトダウン・デーのチラシ】

資料：坂井市ホームページ

Topic　COOL CHOICE の取り組み

COOL CHOICE のホームページでは、地球温暖化対策の取り組みを促進するため、地球温暖化の現状や推進しているキャンペーン、地球温暖化対策を実践するためのツールなど様々な情報が掲載されています。そのなかでも「賢い選択」につながる取り組みを抜粋して紹介します。

COOL CHOICE　未来のために、いま選ぼう。

資源/ごみの削減

- エコバッグの持参
- マイ箸の推奨
- 食品ロスの削減
- ペーパーレス化
- エコペーパー（再生紙や間伐材、廃材の利用など紙を製作する過程で環境に配慮した用紙）の使用
- ワンウェイプラスチック（レジ袋やプラスチックストローなど）の削減

省エネ

- 空調温度の設定
- 不使用時の電源ＯＦＦ
- ＰＣの省エネ・照度設定

運転・移動

- タイヤの空気圧チェック
- シェアサービスの利用
- エコドライブ
- 公共交通機関の利用
- 車の積載物の整理

働き方

- テレワーク推進
- オフィス宅配受取
- ＷＥＢ会議

照明

- 空室消灯活動
- LED 照明の導入

※他にも様々な取り組みがあります。

資料：環境省

課　題

❖気候変動と災害対策の強化

- 多発的な集中豪雨や台風による災害の増加、真夏日の増加による熱中症などの健康被害、気候変動による生態系の変化など、幅広い分野への大きな影響が懸念されているため、国や県と連携して、それぞれに対応していく必要があります。

❖温室効果ガスの削減

- 国や県の温室効果ガス削減目標の達成に向け、具体的な対策を検討、実践していく必要があります。
- 運輸部門、家庭部門、業務部門は、温室効果ガスの主要因である二酸化炭素が増加傾向にあるため、早急に削減に向けた取り組みを展開していく必要があります。特に、本市は自動車所有率が高く、自動車の使用が多いことから、公共交通機関などの利用を推進する必要があります。
- イベントや講座の開催などを通じ、市民一人ひとりの地球温暖化防止に関する意識醸成を図る必要があります。
- 低公害車の普及促進や公共交通機関の利用促進に努めていく必要があります。

❖再生可能エネルギーの導入・推進

- 持続可能な循環型社会づくりにつなげるため、エネルギーの地産地消を促進していく必要があります。
- 未利用のバイオマスの利用なども検討しながら、市民、事業者、市（行政）が協力して再生可能エネルギーを導入する取り組みの拡大を進める必要があります。
- 化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの活用や市民一人ひとりが省エネルギーの取り組みを進めていく必要があります。

Topic　CO_2の排出量　１キログラム・１トンってどのくらい？

二酸化炭素（CO_2）は見ることも手にとることもできないため、実感しづらいものです。そこで、私たちの身近なものでわかりやすく換算しました。

<CO_2排出量　1キログラム>
・人間が1日に吐き出すCO_2排出量と同じくらい
・エアコンを約4時間使用した時と同じくらい
（消費電力 445W　1時間当たり　228g-CO_2）
・ドライヤーを 10 回使用した時と同じくらい
（消費電力 1200W　1回 10 分　1時間あたり約 600g-CO_2）

<CO_2排出量　1トン>
・日本人1人当たりの年間CO_2排出量の約半分
（家庭部門：年間CO_2排出量約 2.3 トン/人）
・約 71 本の杉が1年間に吸収するCO_2量に相当
・家族4人で東京・長崎を飛行機で往復した時の排出量に相当

資料：中部カーボン・オフセット推進ネットワーク

⑥ 人づくり

❖環境教育

●各小中学校において、教育計画に基づき、特色ある環境教育を行っています。また、ビオトープを設置している学校もあります。

●福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）と連携して、毎年市内の小学校向けに、地球温暖化の現状などについて出前講座を行っています。

●市内の小学5･6年生を対象に年に8～10 回程度、自然体験を主とした活動「わんぱく少年団」を実施し、協調性や郷土愛を育むとともに、自然環境の保全などについて学んでいます。

●SDGs の達成に向け、本市においても総合計画をはじめ、本計画や教育振興基本計画など様々な分野で SDGs の視点を取り入れています。

❖環境保全団体と環境保全活動

●本市には、環境調査や清掃活動などを行う環境保全団体があり、行政と一体となって環境保全活動や意識啓発イベントの開催に取り組むなど、地域の環境保全に貢献しています。

●市の職員を派遣する出前講座、また各地区ではクリーンキャンペーンや花壇コンクールなどの環境保全活動が行われています。

❖自然とふれあえる公共施設など

●本市には、福井県児童科学館エンゼルランドふくい、みくに自然学習センター、福井県総合グリーンセンター、ゆりの里公園などの自然とふれあえる公共施設があります。

【ゆりの里公園】

課　題

❖環境教育の推進

●環境保全団体の活動や市職員などによる出前講座、市広報紙、パンフレット、既存の取り組みなどを活用し、市民、事業者に対する環境関連情報の発信や意識啓発を促進していく必要があります。

❖環境保全団体との連携と育成

●環境保全団体との連携を強化することや環境保全を担う人材・リーダーを育成していく必要があります。

❖自然とふれあえる公共施設などの活用

●県などと連携をとりながら、公共施設を環境学習の拠点として活用していく必要があります。

【バイオマスセンターの見学】

【福井県総合グリーンセンター】

Topic　学校給食で地産地消

福井県では、「『毎日おいしい地場産給食』を全小・中学校に」という目標を掲げ、学校給食における地産地消を推進しています。本市でも、地元の食材を使った伝承料理や特産を使った学校給食を提供しています。地元の食材を地元で消費することにより、旬な食材や新鮮な食材をおいしくいただけたり、地域経済の活性化や農水産物の輸送にかかるエネルギー（フードマイレージ）の削減につながります。

⑦ 環境に対する意識

❖アンケート調査の概要

調査対象	市民	事業者	中学生
調査時期	2020(令和2)年8月 21 日～ 2020(令和2)年9月4日		2020(令和 2)年 9 月 23 日～ 2020(令和 2)年 10 月 9 日
配布数	1,000 通	200 通	851 通
回収数	450 通	113 通	821 通
回答率	45.0%	56.5%	96.5%

＜実施方法＞

【市　民】

無作為抽出した 1,000 人を対象として、アンケート票の郵送による調査を実施。

【事業者】

無作為抽出した 200 事業所を対象として、アンケート票の郵送による調査を実施。

【中学生】

市内の中学 2 年生の生徒 851 人を対象として、アンケート票の配布による調査を実施。

❖市民意識の現状

●回答者について

回答者は 50～60 歳代が最も多く 39.6%となっています。また、居住期間については 30 年以上が 51.3%と全体の半分を占めています。職業については会社員･団体職員が最も多く 36.2%となっています。

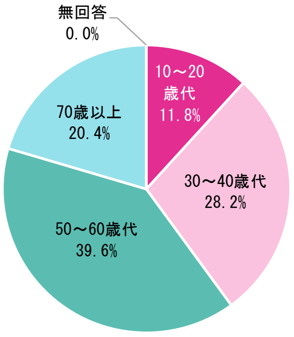

【年　齢】

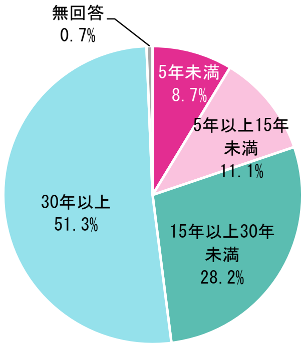

【居住期間】

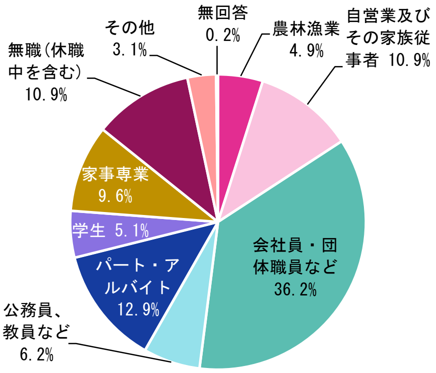

【職　業】

●環境に関する意識・取り組みについて

「SDGs」「COOL CHOICE」の認知度について、「SDGs」では、「聞いたことがない」が 67.6%と全体の約7割を占め、「知っている」は 13.6%に留まっています。「COOL CHOICE」も、「聞いたことがない」が 67.3%と全体の約7割を占め、「知っている」は 8.4%、「既に賛同登録している」は 0.4%に留まっています。

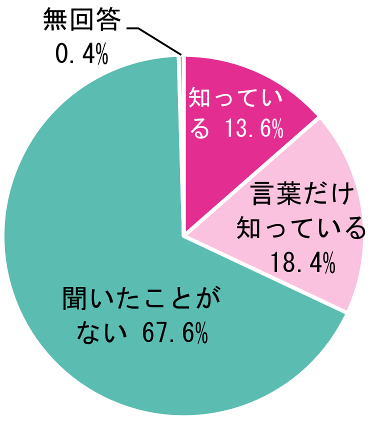

【「ＳＤＧｓ」の認知度】

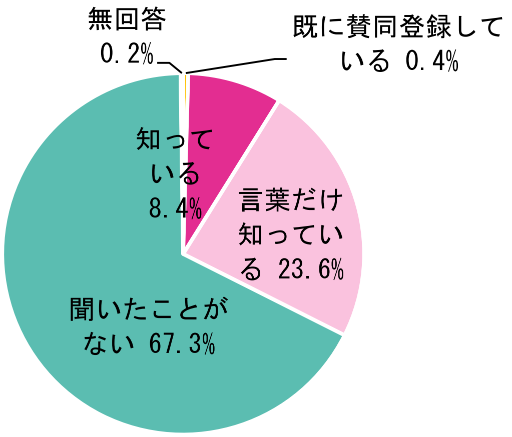

【「COOL CHOICE」の認知度】

環境に関する取り組みについて、「買い物時にはマイバッグを使用している」が最も多く 90.4%（「あてはまる」と「ややあてはまる」を合わせた割合）の人が取り組んでいます。

「自然観察会・自然体験イベントなどの環境学習活動に参加したり、市民グループ等で活動している」はあまり取り組まれておらず、「あてはまる」は 2.2%となっています。

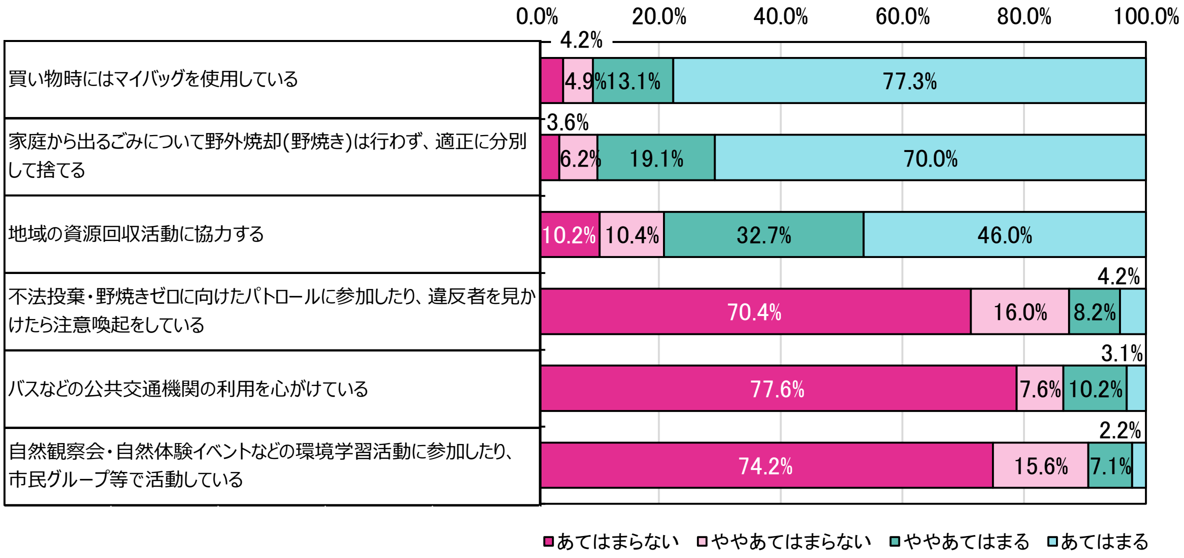

【環境に関する取り組み】

※「あてはまる」割合の上位３つ、下位３つの取り組み

●住んでいる地域の環境について

住んでいる地域の環境の満足度について、「①空気がきれいである(野焼きなどによる悪臭が無い)」と「③地域の水や緑の豊かさ」が最も高く、約8割(「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合)となっています。次いで、「⑧暮らしの安全性(防災や食の安全性など環境面からの暮らしの安全性)」、「④地域の生きものの豊かさ」の割合が高くなっています。

最も満足度が低いのは「⑩鉄道・バスなどの公共交通機関の利用のしやすさ」となっています。

住んでいる地域の環境の重要度について、「重要である」と「やや重要である」を合わせた割合をみると、どの項目も7割以上を超えています。「重要である」の割合をみると、「②川や海がきれいである(水がきれい)」が最も高く約7割となっています。次いで、「⑦地域の清潔さ(ごみのポイ捨てや不法投棄を見かけない)」「⑧暮らしの安全性(防災や食の安全性など環境面からの暮らしの安全性)」の順で高くなっています。

最も重要度が低いのは「⑪地産地消を実践しやすい(地域で採れた食材や製品を購入・利用しやすい)」となっています。

① 空気がきれいである（野焼きなどによる悪臭が無い）
② 川や海がきれいである（水がきれい）
③ 地域の水や緑の豊かさ
④ 地域の生きものの豊かさ
⑤ 自然や街並みがきれいである
⑥ 地域の静かさ（工場や車の騒音が気にならない）
⑦ 地域の清潔さ（ごみのポイ捨てや不法投棄を見かけない）
⑧ 暮らしの安全性（防災や食の安全性など環境面からの暮らしの安全性）
⑨ 犬などのペットの糞の後始末マナーの良さ
⑩ 鉄道・バスなどの公共交通機関の利用のしやすさ
⑪ 地産地消を実践しやすい（地域で採れた食材や製品を購入・利用しやすい）

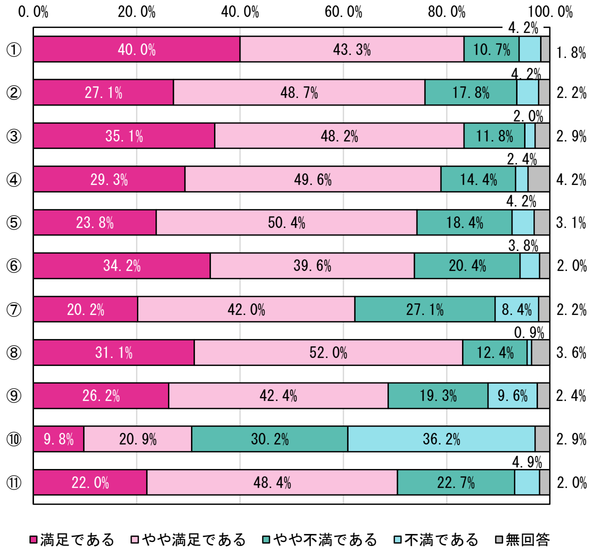

【満 足 度】

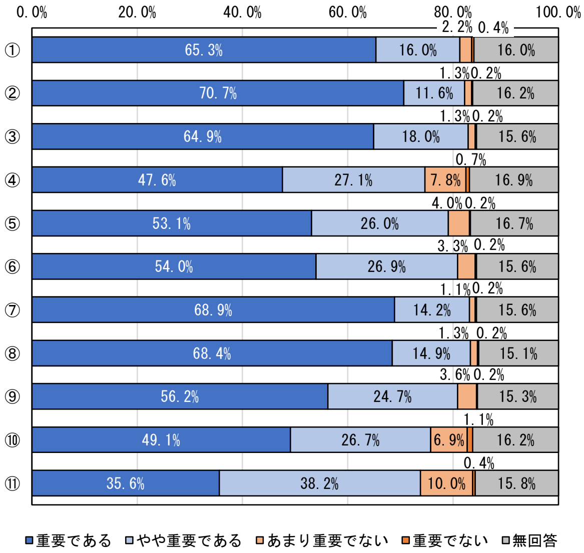

【重 要 度】

●坂井市の環境について

本市の環境をさらに良くするために力を入れるべき取り組みについて、各分野で割合が高いものは、生活環境の保全では「海、河川、地下水環境の保全対策」、自然・歴史資源環境の保全では「美しい街並み景観の誘導対策」、循環型社会では「食品ロス削減の推進」、環境教育・環境学習では「環境教育の推進（学校教育、生涯学習など）」、地球環境では「気象災害を防ぐための対策の強化（適応策）」となっています。

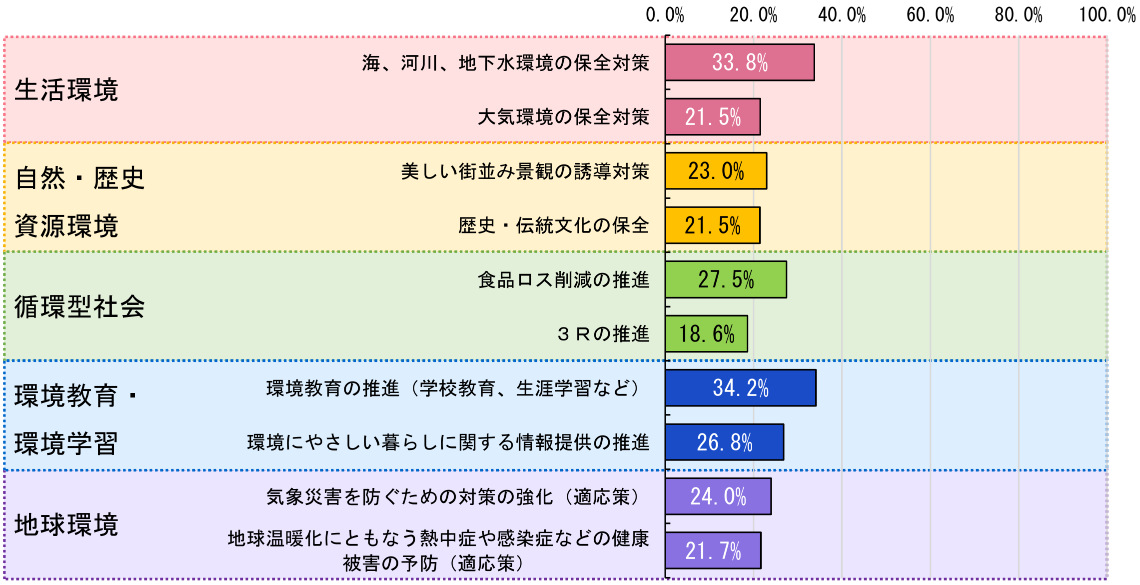

【力を入れるべき取り組みについて】

※各分野上位２つの取り組み

❖事業者意識の現状

●回答者について

回答者の職業は、製造業が最も多く 36.3%、次いでその他、卸売･小売業が多くなっています。従業員数について、10～50 名未満の事業所が最も多く 41.6%となっています。

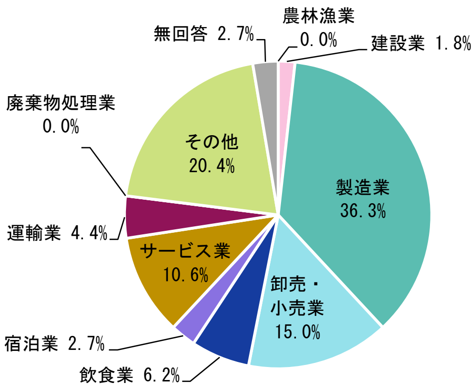

【業種】

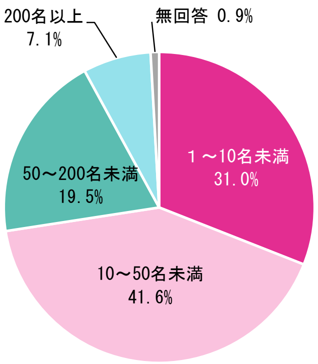

【従業員数】

●環境に関する意識・取り組みについて

「SDGs」「COOL CHOICE」の認知度について、「SDGs」では「聞いたことがない」が 45.1%、「知っている」は 25.7%となっています。

「COOL CHOICE」では、「聞いたことがない」が 45.1%、「知っている」は 15.0%、「既に賛同登録している」は 1.8%に留まっています。

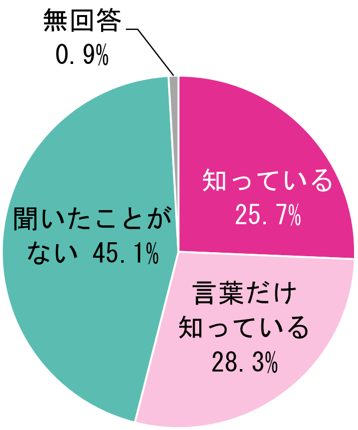

【「ＳＤＧｓ」の認知度】

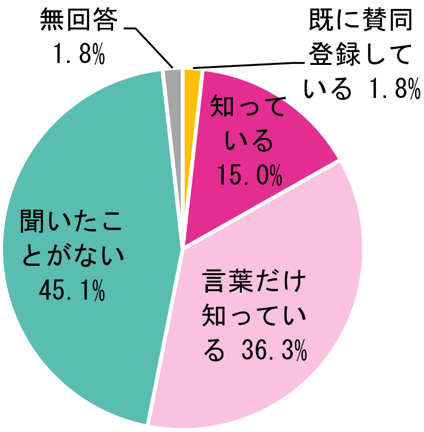

【「COOL CHOICE」の認知度】

●環境に配慮した行動や取り組みについて

環境保全活動について、他の団体などとすでに活動している事業所は14.2%となっています。県や市などの自治体、もしくは他の企業と連携している事業所が多く、「清掃美化活動」に取り組んでいる割合が高くなっています。

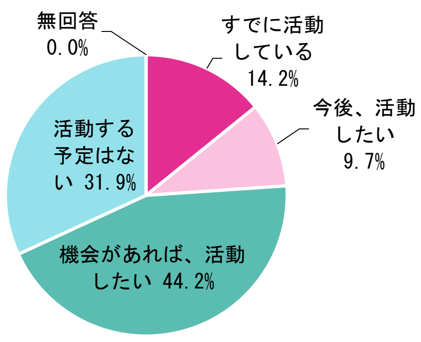

【他団体との協力状況】

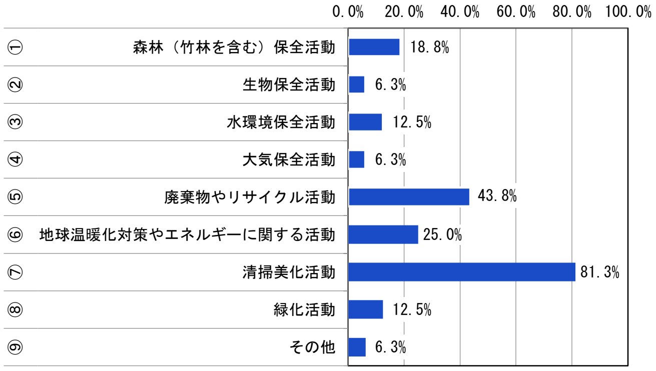

【環境保全活動の取り組み内容】

●坂井市の環境について

本市の環境をさらに良くするために力を入れるべき取り組みについて、各分野で割合が高いものは、生活環境の保全では「大気環境の保全対策」、自然・歴史資源環境の保全では「美しい街並み景観の誘導対策」、循環型社会では「食品ロス削減の推進」、環境教育・環境学習では「環境教育の推進（学校教育、生涯学習など）」、地球環境では「気象災害を防ぐための対策の強化（適応策）」となっています。

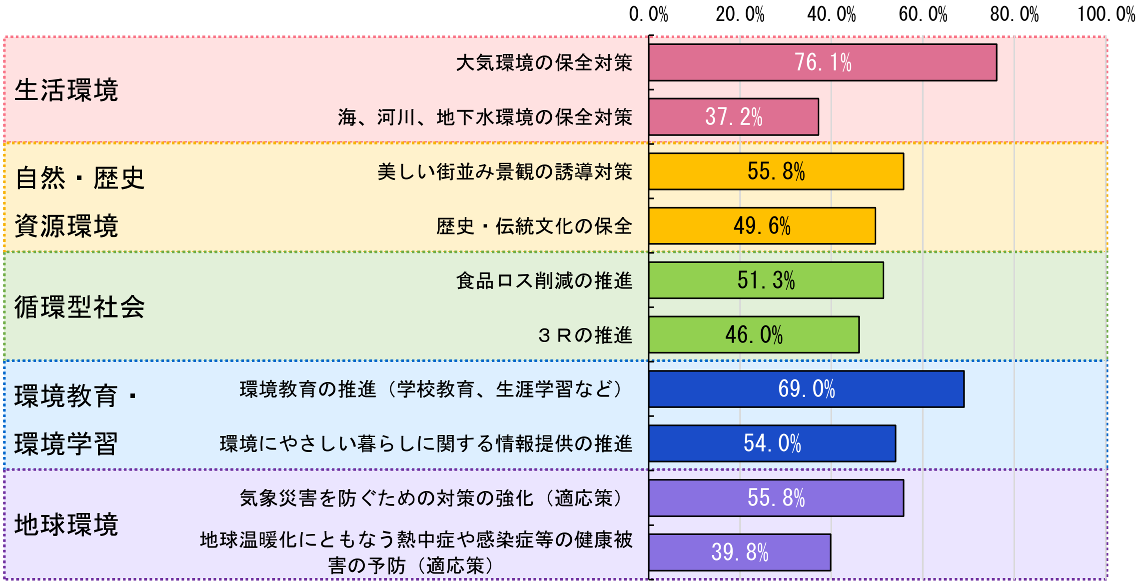

【力を入れるべき取り組みについて】

※各分野上位２つの取り組み

❖中学生意識の現状

●環境についての基本的な考え

「環境」という言葉から連想するものについて、「自然」が最も高く 76.0%となっています。次いで「空気や水」が 50.3%、「生き物や植物」が 47.9%となっています。

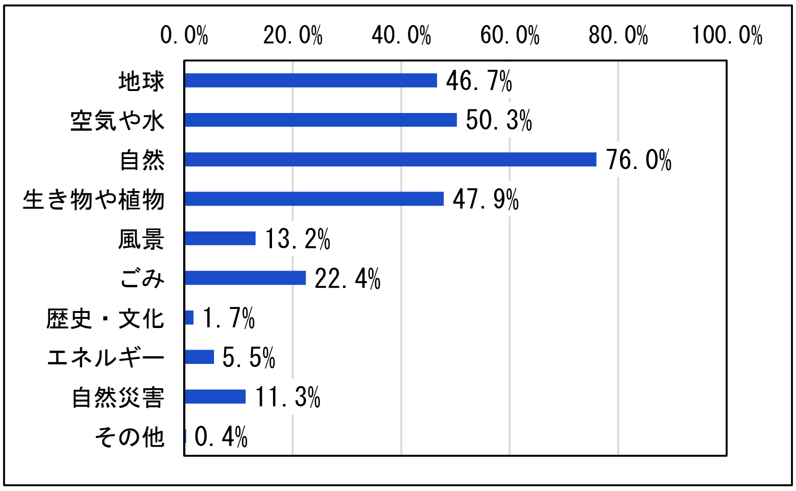

環境を守ることをどのように思うかについて、「大切だと思う（そのために大きく暮らし方を変えることは仕方がない）」が最も高く 50.8%と全体の半数を占めています。次いで「少し大切だと思う（そのためにできる範囲で暮らし方を変えたい）」が 39.3%となっています。

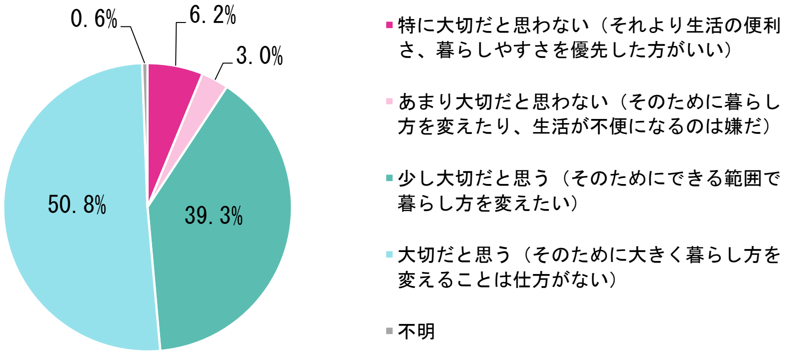

環境に関心を持った時期について、「小学校高学年（5～6年生）」が最も高く 41.9%となっています。次いで「中学校に入ってから」が 23.6%となっています。

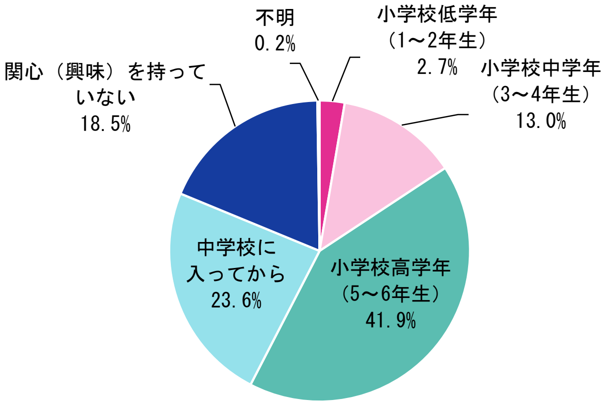

●学校や家庭での環境学習について

学校や家庭での環境について話す頻度について、「あまりしない(1 年に 2、3 回ぐらい)」が最も高く 40.2%となっています。次いで「まったくしない」が 36.7%となっています。

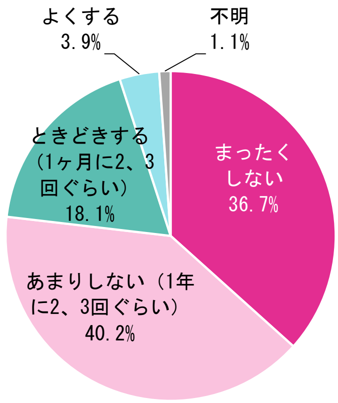

環境に関する聞いてみたい話について、「地球温暖化や気候変動について(豪雨や渇水など)」が最も高く 63.7%となっています。次いで「風景」が 51.5%、「ごみ問題について(食べ残し、ごみの分別、川や海に流れつくごみなど)」が 42.5%となっています。

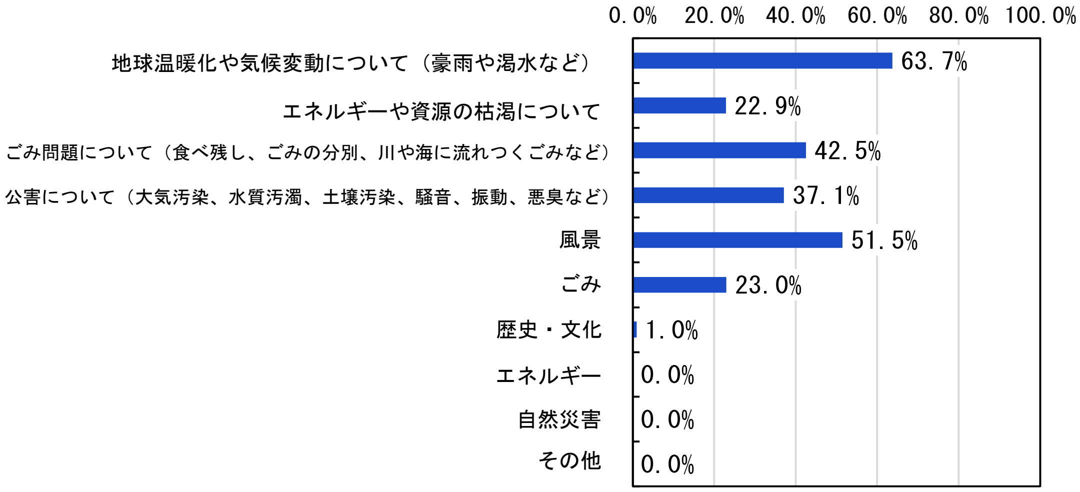

学校の授業で自然体験や農業体験学習に対する希望について、「少ししたい」が最も高く 44.5%となっています。次いで「ぜひしたい」が 35.7%となっています。

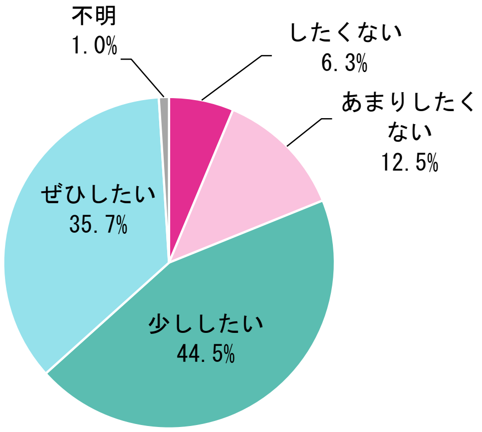

●環境に関して知っていること

「SDGs」の認知度について、「聞いたことがない」が 43.6%と最も高くなっています。次いで、「知っている」が 40.9%となっています。

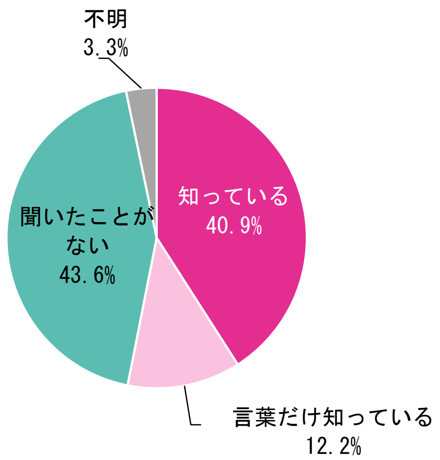

●坂井市の環境について

特に取り組むべき環境問題について、「地球温暖化について（節電、太陽光といった環境に優しいエネルギーを使うことなど）」と「ごみ問題について（食べ残し、ごみの分別、川や海に流れつくごみなど）」が最も高く 59.1%、次いで、「景観の悪化（不法投棄、ごみのポイ捨て、空地、空家など）」が43．0%となっています。

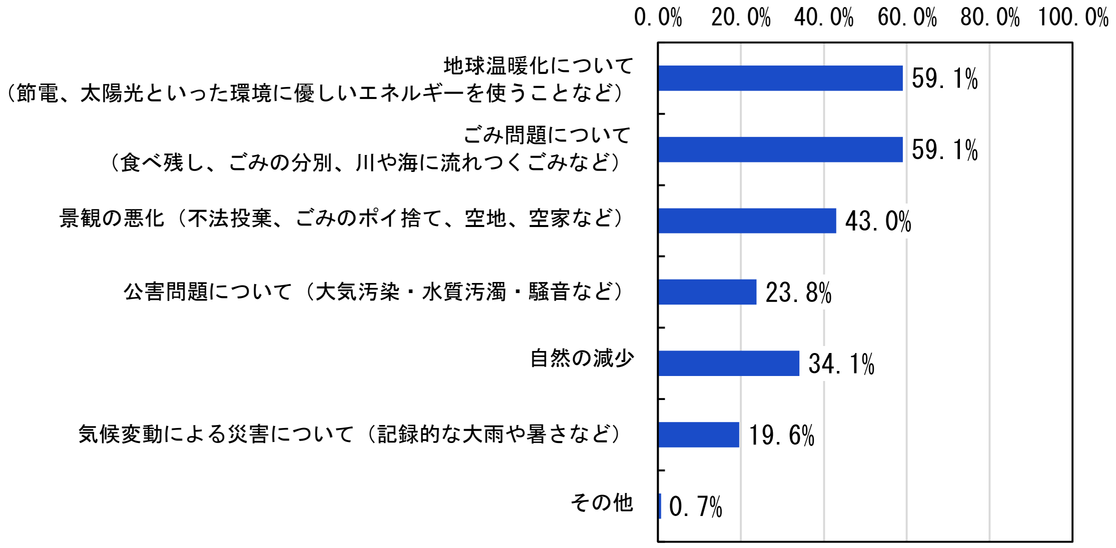

課　題

❖市民の意識について

- ●SDGsやCOOL　CHOICEの意味まで知っている人は少なく、継続して啓発していく必要があります。
- ●地域の満足度では、公共交通機関の利用のしやすさが低くなっているため、利便性を高めるなどの検討をする必要があります。
- ●地域の重要度では、地産地消の実践のしやすさが低くなっているため、地産地消の大切さについて周知していく必要があります。

❖事業者の意識について

- ●SDGsやCOOL　CHOICEの認知度を上げるためにも、継続して啓発していく必要があります。
- ●他の団体との活動について「機会があれば活動したい」という意見が多いため、交流や活動の場づくりなどを検討する必要があります。また、様々な活動に参加できるよう支援していく必要があります。

❖中学生の意識について

- ●環境に関心を持つ割合が高い小学校高学年の時期から、環境教育に取り組んでいく必要があります。
- ●地球温暖化やごみ問題などに関心が高いため、問題解決の学習などの長期的視点に立った、環境教育を推進していく必要があります。
- ●SDGsについて、子ども向けにわかりやすく啓発していく必要があります。

⑧ 前計画の評価

前計画に記載されている行動目標の進捗状況を把握するため、環境に関連する各課を対象として、事業の実施状況についてヒアリングを実施しました。

前計画策定後に実施した、市の環境に関する事業を基本施策ごとに整理し、行動目標単位で実施状況を評価した結果、「③　やすらぎのある環境を守る」を除くすべての行動目標で取り組んでおり、全体の実施率は 74%となっています。

行動方針	行動目標(13の施策の柱)		行動目標単位の評価			
			基本施策数	基本施策実施数	実施率	実施事業数
1 良好な生活環境の創出	①	きれいな水と空気を確保する	6	3	50%	4
	②	健康で安全な生活を確保する	2	1	50%	1
	③	やすらぎのある環境を守る	2	0	0%	0
	④	快適で環境に優しい住環境を創出する	1	1	100%	1
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	⑤	水と緑に育まれた自然生態系を守る	5	5	100%	12
	⑥	自然がおりなす美しい景観を育む	1	1	100%	2
	⑦	水辺とのふれあいを推進する	1	1	100%	2
	⑧	自然に培われた歴史と文化を後世に残す	1	1	100%	8
3 循環型社会の形成	⑨	ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	5	5	100%	14
	⑩	資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する	3	1	33%	4
4 環境にやさしい人づくり	⑪	自然の大切さに気付き、興味を持ち、そして守っていくために行動する	4	4	100%	15
5 地球環境の保全	⑫	地球温暖化を防止するために行動する	3	2	67%	4
	⑬	地球温暖化による影響に対して適応策をとる	1	1	100%	1
合計			35	26	74%	68

※表中の事業数について、複数の基本施策、具体的施策に該当する事業については、重複して実績を掲載している。

行動目標に定めていた数値目標の達成状況についてみると、ほとんどの項目で未達成となっています。

なお、「マイバッグ持参率」「50/50 プロジェクトの参加学校数」「市民一人当たりの年間 CO_2 排出量」「住宅用太陽光発電導入件数」については、途中で数値の把握や算出が困難になったため、把握できる最新の年度の実績で評価しています。

行動方針	項目	単位	計画目標 H30	実績 R1	達成状況
1 良好な生活環境の創出	公共下水道の普及率	%	98	98.2	達成
	公共下水道の水洗化率	%	94	92.5	未達成
	BOD3mg/Lを超える河川数（市が監視する河川のBODを環境基準B類型の3mg/L以下にする）	件	0件を維持	2	未達成
	COD2mg/Lを超える海域数（すべての海域のCODを環境基準A類型の2mg/L以下にする）	件	0件を維持	2 (H30)	未達成
	一般大気測定局の環境基準超過件数	件	0件を維持	0	達成
	ダイオキシン類濃度の環境基準超過件数（大気・水質・土壌）	件	0件を維持	0	達成

行動方針	項目	単位	計画目標 H30	実績 R1	達成状況
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	森林面積（坂井市内の国有林と民有林の合計）	ha	7,365	7,361	未達成
	エコファーマー認定者率	%	80.0	66.6	未達成

行動方針	項目	単位	計画目標 H30	実績 R1	達成状況
3 循環型社会の形成	1人1日当たりごみの排出量	g	808※	875	未達成
	マイバッグ持参率（市民団体調査によるもの）	%	90.0	87.3(H28)	未達成

※（H19年度比10%・90g削減）

行動方針	項目	単位	計画目標 H30	実績 R1	達成状況
4 環境にやさしい人づくり	環境教育受講者数	人/年	300	250	未達成
	環境学習の開催数（市と環境基本計画推進母体との連携数）	回/年	5	3	未達成
	エコイベントのマニュアルに基づいて開催されたイベント数	回/年	30	1	未達成
	啓発イベントの実施回数	回/年	1	2	達成
	50/50プロジェクトの参加学校数（坂井市内小中学校）	校	24	24(H27)	達成

行動方針	項目	単位	計画目標 H30	実績 R1	達成状況
5 地球環境の保全	市民一人当たりの年間 CO_2 排出量	t-CO_2/（人・年）	1.96※	1.9(H27)	未達成
	住宅用太陽光発電導入件数	件	1,800	1,205(H26)	未達成

※（H18年比5%削減）

行動目標に定めていた行動管理項目の実施状況をみると、「3 循環型社会の形成」「4 環境にやさしい人づくり」での実施率は低くなっています。また、行動管理項目は全ての行動方針で実施されていましたが、全体の実施率は 58%となっています。

行動方針		行動管理項目数	実績	実施率
1 良好な生活環境の創出	きれいな水と空気を確保する	5	3	60%
	健康で安全な生活を確保する	1	0	0%
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	水と緑に育まれた自然生態系を守る	9	6	67%
	自然がおりなす美しい景観を育む	2	2	100%
3 循環型社会の形成	ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	6	2	33%
4 環境にやさしい人づくり	自然の大切さに気付き、興味を持ち、そして守っていくために行動する	7	3	43%
5 地球環境の保全	地球温暖化を防止するために行動する	3	3	100%
	合計	33	19	58%

第 3 章　環境保全施策の体系

①　環境像

目指すべき環境像

彩り豊かな自然を育む　ひと　まち　さかい

日本海とそれを育む森、青い空は、本市の「豊かな自然」を代表するものであり、四季それぞれに鮮やかな彩りで私たちを和ませてくれています。また、単に色彩ばかりでなく、それら自体が本市の環境を構成する要素としてなくてはならない存在といえます。私たち市民は、これらの「自然」が調和する恵まれた環境のなかで、長い年月をかけて歴史と文化を築き、「ひと」と「まち」を育んできました。

本市が目指すべき環境像は、これまで私たち市民が守り育んできた「豊かな自然」、「ひと」、「まち」が将来も変わることなく彩り豊かな姿を保ち続け、限りある資源を循環できる社会を構築し、本市ならではの持続可能なまちづくりを実現していくことを示しています。

② ５つの行動方針

本市が目指すべき環境像を実現するため、計画の柱となる5つの行動方針を設定し、施策に取り組んでいきます。

＜５つの行動方針＞

１ 良好な生活環境の創出

大気汚染や水質汚濁などの公害は、私たちの暮らしや生態系に深刻な影響を及ぼします。特に近年は、プラスチックごみによる海洋汚染が新たな問題として取り上げられています。また、今後増加すると見込まれる空家も、安全性の低下や公衆衛生の悪化により、私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼす可能性があります。

こうした様々な問題を解決し、本市の美しい自然や街並みを将来の世代に引き継ぐため、公害やごみのポイ捨ての防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。

２ 豊かな自然と歴史資源の保全・育成

本市は、九頭竜川や大堤、坂井平野など多くの自然を有しており、多様な生きものの重要な生息地にもなっています。しかし、開発行為や外来種の侵入、温暖化などにより、生きものの生息地が無くなったり、環境の変化により生きものの数が減っているものもあります。また、マツノザイセンチュウによる松枯れの被害や野生鳥獣による農林水産物への被害なども大きな問題となっています。

歴史に目を向けると、丸岡城をはじめとする重要文化財や三国祭など、福井県を代表する歴史文化資源を有しており、それらの保全・継承が望まれています。

こうした海・川・田園・山などの多様な生態系、各地区の歴史・文化を後世に残していくため、豊かな自然と歴史資源を守り育てていきます。

3　循環型社会の形成

持続可能なまちづくりを実現するには、私たちが住んでいる地域の資源を最大限に活用することが大切です。

本市では、木質バイオマスエネルギーの活用や、地産地消など資源やエネルギーの循環に向けた取り組みを進めています。また、ごみを減らす取り組みとして、雑がみの回収や3Rの推進などを行っています。

再生可能エネルギーの活用やごみの減量、リサイクルの推進をはじめとして、今ある資源を大切にすることで、持続可能な循環型社会を形成していきます。

4　地球温暖化対策の推進

近年、地球温暖化に伴う自然災害などの被害が頻発しており、このまま進むと、災害の更なる激化や生態系の破壊など、気候変動による被害が深刻化してしまう「気候危機」が、近い未来に起こる可能性があります。

そうならないためにも、公共交通機関の利用促進や省エネに配慮した製品の購入、再生可能エネルギーの利用、また、気候変動に対応した植物の栽培や災害への対応などの環境に配慮した活動を進めることで、地球環境の保全に貢献していきます。

5　環境と共生する人づくり

本市では、子どもの時期から自然にふれ、環境に関心を持つよう、小学生を対象とした自然体験や出前講座などの環境教育を行っています。また、本市には、福井県総合グリーンセンターやゆりの里公園など自然とふれあえる公共施設が多くあり、環境学習の場としても利用されています。

こうした多くの環境学習の場を活かし、自ら環境について考え行動する市民を育んでいきます。

③ 施策の体系

環境像	行動方針	行動目標（11 の施策の柱）
彩り豊かな自然を育む ひと まち さかい	1 良好な生活環境の創出	1 公害防止対策を推進する
		2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する
		3 快適で環境に優しい住環境を創出する
	2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する
		5 自然に培われた歴史資源を後世に残す
		6 森里川海のつながりを支え、活用する
	3 循環型社会の形成	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる
		8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する
	4 地球温暖化対策の推進	9 地球温暖化を防止するために行動する
		10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる
	5 環境と共生する人づくり	11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために、自ら考え行動する

※「行動方針5」は1～4までのすべてに係る方針となっています。

第 4 章　行動計画

目指すべき環境像を実現するため、市民、事業者、市（行政）の各主体が取り組むべき施策を明らかにします。

【行動計画の見方】

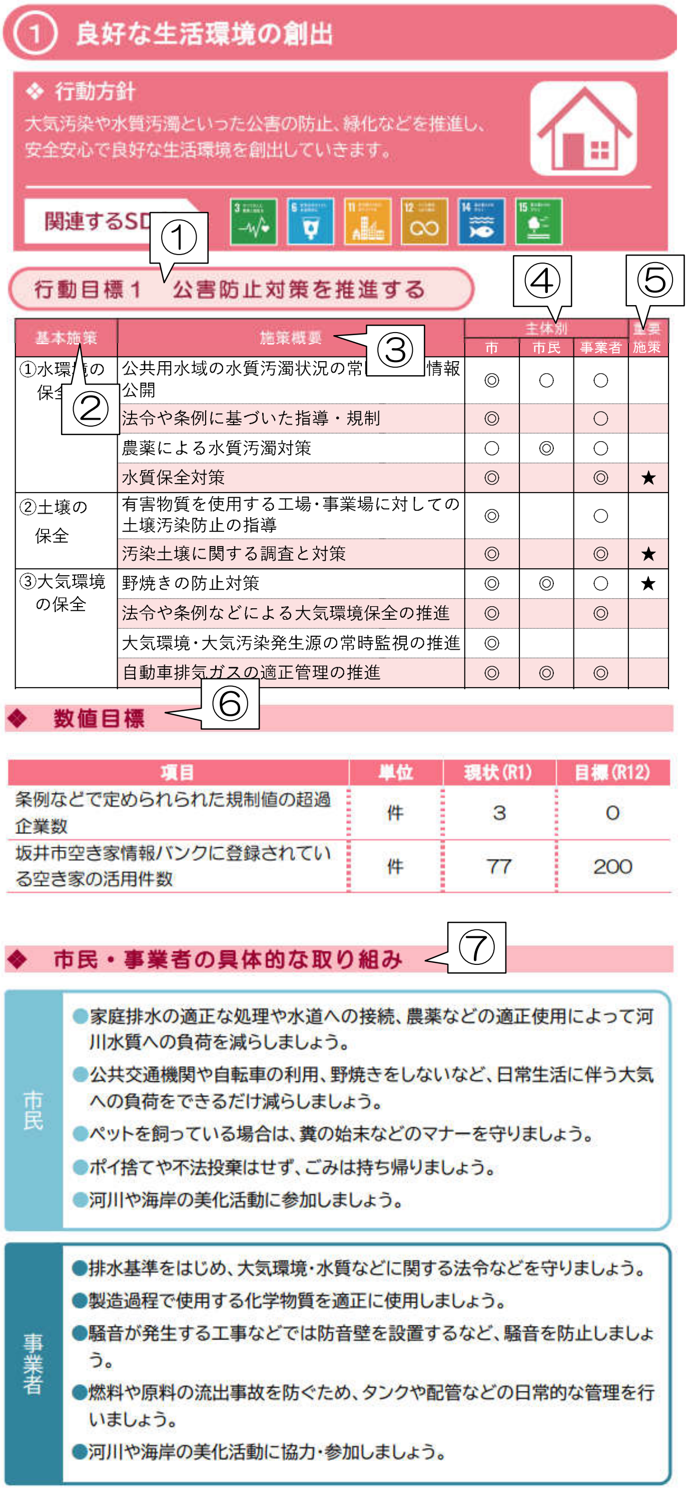

① 良好な生活環境の創出

❖ 行動方針

大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、安全安心で良好な生活環境を創出していきます。

関連するSD

①

行動目標 1　公害防止対策を推進する

④ ⑤ ③ ②

基本施策	施策概要	主体別 市	市民	事業者	重要施策
①水環境の保全	公共用水域の水質汚濁状況の常　情報公開	◎	○	○	
	法令や条例に基づいた指導・規制	◎		○	
	農薬による水質汚濁対策	○	◎	○	
	水質保全対策	◎		◎	★
②土壌の保全	有害物質を使用する工場・事業場に対しての土壌汚染防止の指導	◎		○	
	汚染土壌に関する調査と対策	◎		◎	★
③大気環境の保全	野焼きの防止対策	◎	◎	○	★
	法令や条例などによる大気環境保全の推進	◎		◎	
	大気環境・大気汚染発生源の常時監視の推進	◎			
	自動車排気ガスの適正管理の推進	◎	◎	◎	

◆ 数値目標 ⑥

項目	単位	現状(R1)	目標(R12)
条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	0
坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	件	77	200

◆ 市民・事業者の具体的な取り組み ⑦

市民

- 家庭排水の適正な処理や水道への接続、農薬などの適正使用によって河川水質への負荷を減らしましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用、野焼きをしないなど、日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ減らしましょう。
- ペットを飼っている場合は、糞の始末などのマナーを守りましょう。
- ポイ捨てや不法投棄はせず、ごみは持ち帰りましょう。
- 河川や海岸の美化活動に参加しましょう。

事業者

- 排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などを守りましょう。
- 製造過程で使用する化学物質を適正に使用しましょう。
- 騒音が発生する工事などでは防音壁を設置するなど、騒音を防止しましょう。
- 燃料や原料の流出事故を防ぐため、タンクや配管などの日常的な管理を行いましょう。
- 河川や海岸の美化活動に協力・参加しましょう。

①行動目標
行動方針に沿った目標（11 の施策の柱）です。

②基本施策
行動目標を実現するための環境保全・創出に関する施策です。

③施策概要
基本施策ごとの取り組み内容です。

④主体別
施策の主体を示しています。
◎…主体的に実施する
○…協力する、参加する

⑤重要施策
緊急度、重要度が高い施策を示します。

⑥数値目標
行動方針の進捗状況を把握するための指標です。

⑦市民･事業者の具体的な取り組み
行動目標を実現するため、市民･事業者の具体的な取り組みを記載しています。

① 良好な生活環境の創出

❖ 行動方針

大気汚染や水質汚濁といった公害の防止、緑化などを推進し、
安全安心で良好な生活環境を創出していきます。

関連するSDGs

行動目標１　公害防止対策を推進する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
①水環境の保全	公共用水域の水質汚濁状況の常時監視・情報公開	◎	○	○	
	法令や条例に基づいた指導・規制	◎		○	
	農薬による水質汚濁対策	○	◎	○	
	水質保全対策	◎		◎	★
②土壌の保全	有害物質を使用する工場・事業場に対しての土壌汚染防止の指導	◎		○	
	汚染土壌に関する調査と対策	◎		◎	★
③大気環境の保全	野焼きの防止対策	◎	◎	○	★
	法令や条例などによる大気環境保全の推進	◎		◎	
	大気環境・大気汚染発生源の常時監視の推進	◎			
	自動車排気ガスの適正管理の推進	◎	◎	◎	
④騒音・振動対策	近隣の生活騒音の改善		◎		
	騒音・振動防止に関する情報提供	◎		◎	
	騒音に関する規制基準遵守の徹底			◎	
⑤その他公害への対策	家畜排せつ物の適正管理の徹底	◎		◎	
	坂井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいたポイ捨てやペットマナーの周知・徹底	◎	◎		
	悪臭定期観測の推進	◎			
	光害対策に関する情報提供	◎			
	有害化学物質などの影響の把握・情報発信	○		◎	
	公害防止に関する届出			◎	
	放射性物質の常時監視・情報公開	◎			

行動目標２　漂着ごみ・不法投棄対策を推進する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑥河川・海岸の漂着ごみ対策	河川・海岸の漂着ごみ対策	◎	◎	◎	★
	河川・海岸の美化推進	◎	◎	○	★
	マイクロプラスチック問題対策	◎	○	◎	★
⑦不法投棄の防止	不法投棄の防止	◎	◎	◎	★
	収集委託業者の廃棄物処理に係る各種法制度の遵守			◎	

行動目標３　快適で環境に優しい住環境を創出する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑧快適な住環境の創出	住宅の長期的な利用の促進	◎	○	○	
	住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	◎	○		
	住みよい住環境の創出	○	◎	○	
	地域の環境特性と調和した住環境の整備	◎			
	空き家情報バンクを利用した空家情報の発信	◎	○	○	
	坂井市都市計画マスタープランに基づく秩序ある土地利用の推進	◎	◎	◎	

Topic　福井県の漂着物調査とマイクロプラスチック調査

マイクロプラスチックとは、紫外線や波風の影響で劣化した５mm 以下のプラスチックのことで、海洋に蓄積されて、環境や生態系だけではなく、人体への影響も懸念されています。

福井県では、環境教育の一環として、「海辺の漂着物調査」を毎年実施しており、県内の小中学校の児童や生徒が調査に参加しています。

調査地点となる三国サンセットビーチでは、ペットボトルをはじめ発砲スチロールの破片やポールなど、様々な種類の漂着ごみが流れついていました。また、マイクロプラスチック調査の区画でも、肥料コーティングカプセルなどのマイクロプラスチックが見つかっています。

●単位面積当たりの漂着物重量（g/100m^2）と漂着物個数（個/100m^2）
令和２年度実績：2351.7g　　136.7 個
●砂１Ｌあたりに含まれるマイクロプラスチック（直径１～5mm）の個数
令和２年度実績：満潮線上点　376 個　　平均点　282 個

資料：福井県ホームページ

❖ 数値目標

項目	単位	現状（R1）	目標（R12）
条例などで定められた規制値の超過企業数	件	3	0
坂井市空き家情報バンクに登録されている空き家の活用件数	件	77	200

❖ 市民・事業者の具体的な取り組み

市民

- 家庭排水の適正な処理や水道への接続、農薬などの適正使用によって河川水質への負荷を減らしましょう。
- 公共交通機関や自転車の利用、野焼きをしないなど、日常生活に伴う大気への負荷をできるだけ減らしましょう。
- ペットを飼っている場合は、糞の始末などのマナーを守りましょう。
- ポイ捨てや不法投棄はせず、ごみは持ち帰りましょう。
- 河川や海岸の美化活動に参加しましょう。

事業者

- 排水基準をはじめ、大気環境・水質などに関する法令などを守りましょう。
- 製造過程で使用する化学物質を適正に使用しましょう。
- 騒音が発生する工事などでは防音壁を設置するなど、騒音を防止しましょう。
- 燃料や原料の流出事故を防ぐため、タンクや配管などの日常的な管理を行いましょう。
- 河川や海岸の美化活動に協力・参加しましょう。

② 豊かな自然と歴史資源の保全・育成

❖行動方針

海･川･田園･山が構成する生態系の保全、各地区の歴史･文化を後世に残していくためにも、豊かな自然と歴史環境を守り育てていきます。

関連するSDGs

行動目標４　豊かな自然と共生する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑨まちなかの水と緑の保全・創出	公園の維持管理・遊具の長寿命化	◎	◎	◎	
	公園の利用促進の検討・対策	◎			
	公園の防災拠点としての整備	◎			
	施設や幹線農林道への花の植栽や緑化の推進	◎	○	◎	
	社寺林の保全		◎		
	街路樹や防風林の適正管理	◎	◎	◎	
	パイプライン上部利用への支援	◎	○		
⑩森林と植樹の保全	病害虫防除、効率的な松くい虫対策の実施	◎	○	◎	★
	目的に沿った保安林の指定推進と保全	◎			
	活気ある森づくりの推進	◎	◎	◎	★
	森林整備に関する担い手の育成	◎	○	○	
	森林や里山の保全・活用の推進	◎	◎	○	★
⑪田園環境の保全	環境保全型農業の推進	◎	◎	◎	
	エコファーマー取得の推進	◎	◎	◎	
	有機農業に関する調査、研究、支援	◎	◎	◎	
	Ｕターン、新規農業参入者への支援と情報提供	◎	○	◎	
	農村の景観形成作物の導入	○	◎	◎	
	遊休農地活用の推進	◎	◎	◎	
	多面的機能対策の取り組み連携	◎	◎		

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑫生物多様性の保全	貴重な動植物の生息・生育空間の保全	◎	◎	◎	
	自然環境の定期的な状況把握の推進	◎	○		
	水産資源や動植物の保護・育成	◎	○	◎	
	自然環境の整備・保全	◎	◎	○	
	ビオトープ整備の推進	◎	◎		
	渡り鳥の繁殖地の保全	◎	◎		
	国定自然公園や鳥獣保護区に関する規制などの情報発信	◎			
	外来種対策の推進	◎	◎	○	★
	有害鳥獣の適正管理	◎	◎	○	★

行動目標５　自然に培われた歴史資源を後世に残す

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑬良好な景観の形成	良好な街並み景観の創出	○	◎	◎	★
	歴史的街並みや昔ながらの景観の保全・整備	◎	◎	○	
	公共サインの充実と統一ある整備	◎			
	景観に関する条例などの規制の推進	◎		◎	
	地域の景観特性に応じた良好な景観の維持	◎	○	◎	★
	越前加賀海岸国定公園の保全	◎	○		
	船舶などの不法係留の無い九頭竜川・竹田川の維持	◎	○		
⑭歴史文化の継承・保全・活用	遺跡・旧跡、歴史遺産の保全・整備	◎	◎		
	伝統的建築様式や地域文化・言い伝えなどの継承	◎	◎	○	
	埋もれている歴史・文化の掘り起こし	○	◎		
	文化財の「登録、認定」制度の推進	◎			
	歴史や文化財の活用	◎	◎	◎	
	各地区の昔話をまとめた本や紙芝居の作成・お話会の実施	○	◎		

行動目標６　森里川海のつながりを支え、活用する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑮エコ・グリーンツーリズムの推進	エコ・グリーンツーリズムの推進	◎	○	◎	
	体験型観光のネットワークづくり	◎	○	○	
	世代間・都市間のふれあい体験・交流活動	◎	◎	○	★
	豊かな自然の観光資源としての活用	◎	○	◎	

❖ 数値目標

項目	単位	現状（R1）	目標（R12）
エコファーマー認定率	％	72.5	80.0
景観まちづくり補助事業活用件数	件	3	11

❖ 市民・事業者の具体的な取り組み

市民

- 保有する山や田んぼを適切に管理しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 野生の動植物をむやみにとるのはやめましょう。
- 外来種や生物多様性について、正しい知識を持ちましょう。
- 地域の歴史や文化に関心を持ち、保存や継承に協力しましょう。

事業者

- 開発や工事の実施にあたっては、事前に環境への影響を把握し、対策を行うなど配慮しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加･協力しましょう。
- 地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに参加･協力しましょう。
- エコ･グリーンツーリズムに関わる企画や取り組みに積極的に参加しましょう。

③ 循環型社会の形成

❖行動方針

ごみの減量やリサイクルの推進をはじめとして、限りある資源を大切にし、持続可能な循環型社会づくりを進めていきます。

関連するSDGs

行動目標７　ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑯３Ｒの推進	３Ｒの推進	◎	◎	◎	★
	マイ箸運動の促進	◎	◎	◎	
	ごみ処理施設などの見学研修会の開催	◎	○	○	
	ごみステーションの設置補助	◎			
	農業用廃ビニール・廃金属の回収	◎	◎	◎	
	ごみの分別区分の見直し推進	◎	○	○	
	食品ロス削減の推進	◎	◎	◎	★
	生ごみの有効利用の推進	◎	○	○	★
	古紙の回収と古紙製品の利用の推進	◎	◎	◎	
	近隣市町との連携やごみ収集業者間の連携の推進	◎			★
	資源回収奨励金の活用	◎	○		
	エシカル消費の推進	◎	◎	◎	
	坂井市フリーマーケット（リユース市）の開催	◎	◎		
	小型廃家電の回収	◎	○		
⑰バイオマスの利活用推進	廃食油の回収、利用促進	◎	◎	◎	
	バイオマスの利活用推進	◎	◎	◎	★
	汚泥や落葉のたい肥化・炭化処理の促進	◎	◎	◎	
	木炭・竹炭の利用促進	◎	◎	◎	
	未利用間伐材の木質バイオマスでの利用	◎		◎	★

行動目標８　資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
⑱水の循環利用促進	公共下水道計画に基づく整備	◎			
	下水道施設の機能診断や長寿命化	◎	◎	◎	
	公共施設の雨水活用の推進	◎			
	住宅建築時の雨水活用の推進	◎	○	○	
⑲地産地消の推進	再生材、県産木材の活用の推進	◎		◎	
	市で産出される農林水産物や畜産物のブランド力の強化	◎		◎	
	「食の安全・安心」に関する施策の推進	◎	◎	◎	
	地元食材の直売所設置の推進	◎		◎	

❖　数値目標

項目	単位	現状(R1)	目標(R12)
１人１日当たりのごみの排出量	g	881	779
クリーンキャンペーン参加者数	人	9,526	10,000

❖　市民・事業者の具体的な取り組み

市民

- ごみの分別を徹底しましょう。
- 食べ残しを減らし、出た生ごみはたい肥にするなど、有効的な活用を心がけましょう。
- 電化製品や廃食油の回収に協力しましょう。
- 環境にやさしい商品の購入を心がけましょう。
- 節水をしたり、雨水を積極的に活用しましょう。
- 地元の食材や製品の購入・利用を心がけましょう。

事業者

- 3Rに積極的に取り組みましょう。
- 必要な分だけ消費生産するなど、食品ロスが出ないよう取り組みましょう。
- バイオマス燃料の導入を検討しましょう。
- 節水や雨水の利活用など、水資源の有効利用に取り組みましょう。
- 再生材や県産木材を活用しましょう。
- 地元の食材や製品を購入・利用しましょう。

④ 地球温暖化対策の推進

行動方針

地球温暖化を防止するための対策や適応策の推進など、地球環境の保全に貢献していきます。

関連するSDGs

行動目標９　地球温暖化を防止するために行動する

基本施策	施策概要	主体別			重要
		市	市民	事業者	施策
⑳省エネルギー対策	公共交通網の整備	◎		◎	
	省エネに配慮したコミュニティバス運行体系の検討	◎			
	カーセーブ（公共交通機関や徒歩・自転車の利用）の推進	◎	◎	◎	★
	COOL CHOICE の推進	◎	◎	◎	★
	省エネ機器の導入促進	◎	◎	◎	
	市民、事業者への省エネ意識と配慮行動の普及・啓発	◎			
	2050 年までの温室効果ガス総排出量実質ゼロを目指し、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの導入を推進	◎	◎	◎	★
	地球温暖化に関する情報の提供（市内の環境先進事例の広報など）	◎		○	
	環境に配慮した工事の設計及び施工の推進	◎		◎	
㉑再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギーの導入・活用の検討	◎	◎	◎	
	公共施設への再生可能エネルギーの活用	◎			
	地球温暖化防止に向けた総合的な計画策定の検討	◎			★

行動目標 10　地球温暖化による影響に対して適応策をとる

基本施策	施策概要	主体別			重要
		市	市民	事業者	施策
㉒災害に強いまちづくりの推進	洪水対策の検討	◎			
	適応策についての勉強会の開催	◎	○	○	
	ハザードマップの随時更新	◎			
	被災区域の把握	◎			

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
㉒災害に強いまちづくりの推進	食料や生活必需品などの計画的な備蓄	◎	◎	◎	
	地域における防災リーダーの育成	○	◎	◎	
	河川や崖などの危険箇所の整備	◎			
㉓暑さに強いまちづくりの推進	農耕方法についての情報収集と手法変更について検討	◎			
	気候変動に対応した農作物の栽培	◎	○	◎	
	熱中症に関する対処の普及啓発	◎		○	

❖ 数値目標

項目	単位	現状(R1)	目標(R12)
市民意識調査「あなたは「COOL CHOICE」を知っていますか。」の「知っている※1」の割合	%	32.0	100.0
本市の温室効果ガス総排出量※2	千t-CO_2	現状値：1,007(H29) 基準値：1,067(H25)	768※3

※1：「知っている」と「言葉だけ知っている」を合わせた割合。
※2：環境省が算出している温室効果ガス排出量のデータを使用。国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、基準年（2013（H25））値も併記。
※3：県の削減目標 28%（本計画 p.8 参照）に合わせた値。また、１人当たりの排出量や県、全国との比較については、本計画 p.25 を参照。

❖ 市民・事業者の具体的な取り組み

市民

- 通勤などの移動時には、公共交通機関を利用しましょう。
- 家電を買い替える際には、省エネ型のものを選びましょう。
- 避難場所の確認や避難グッズの準備など、日頃から防災の意識を持ちましょう。
- 夏季の暑さ対策として、緑のカーテンを実践しましょう。

事業者

- 出張時などの移動時には、公共交通機関を利用しましょう。
- 環境に配慮した設備の導入を検討しましょう。
- 地域における防災リーダーの育成をしましょう。
- 夏季の暑さ対策として、緑のカーテンを実践しましょう。

⑤ 環境と共生する人づくり

行動方針

本市にある多くの環境学習の場を活かし、環境をよくするために、自ら考え行動する市民を育んでいきます。

関連するSDGs

行動目標 11　環境の大切さに気付き、環境をよくするために、自ら考え行動する

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
㉔環境に関するイベントの推進	環境写真コンテストの実施	◎	○		
	まちなか観光の推進	◎	○	◎	
	水生生物観察会、野鳥観察会、里地観察会などの実施	◎	◎		
	花壇コンクールの推進	◎	◎		
	環境に関する活動の推進	◎	◎	○	
	エコイベントの参加・推進	◎	◎	◎	★
㉕情報発信の推進	環境に関する情報の提供	◎	○	○	
	環境出前講座の開催	◎	○	○	
	事業所間の情報ネットワークづくりの推進	○		◎	
㉖環境教育の推進	小中学生に対する環境配慮事業所への見学会の実施	◎	○	◎	
	総合的、計画的な環境教育・環境学習の推進	◎	◎	◎	★
	教育関係者との環境教育に関する意見交換の推進	◎			
	ESD の視点を取り入れた学校教育の推進	◎		○	
	子ども向けの環境出前講座の開催	◎	○	○	
㉗環境保全活動の推進・支援	環境に関する図書の購入	◎	◎	◎	
	環境白書の作成	◎			★
	環境団体の育成と活動の場の創出	◎	◎	◎	★
	寄附市民参画条例の推進と寄附の活用	◎	○		★

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
㉗環境保全活動の推進・支援	エコオフィスプランの実践	◎		◎	
	環境基本計画庁内推進会議の設置	◎			
	国、県の派遣制度などの有効活用	◎	◎	◎	★

❖　数値目標

項目	単位	現状（R1）	目標（R12）
環境学習の開催数	回/年	6	24※1
花壇コンクール事業参加団体数	団体	45	80

※1：市内の全小中学校（24 校）で1回以上実施することを目標とした値

❖　市民・事業者の具体的な取り組み

市民

- 環境に関するイベントやボランティアに参加しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境に関して正しい知識をもち、行動に移しましょう。

事業者

- 環境に関するイベントやボランティアに参加しましょう。
- 自然観察会や環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- 環境に関する教育や研修を行い、環境保全を担う人材を育成しましょう。

Topic　ＥＳＤについて

ESD（持続可能な開発のための教育　Education for Sustainable Development）とは、環境だけではなく、世界の様々な問題について、身近な所から取り組むことによって、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。

本市の鳴鹿小学校では、ＥＳＤの視点を取り入れた「まほろば学習」を実践しており、学校のビオトープを活用した、生きものと環境のつながりについての学習や地域の自然や文化と人とのつながりについての学習を行うなど、様々な視点からの取り組みを行っています。

また、鳴鹿小学校は、2010（平成 10）年に福井県で初めてユネスコスクールに認定されました。

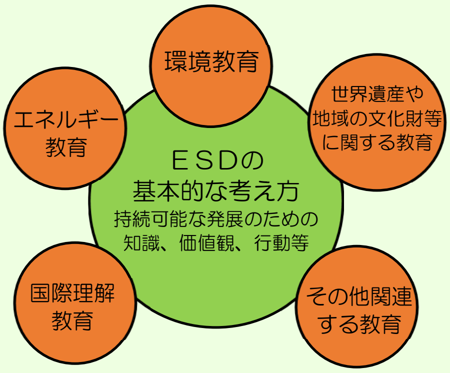

【ESD の概念】

⑥ 重点プロジェクト

将来の環境像を実現するため、第3、4章で示した5つの行動方針に基づいた施策のなかで、特に集中的に取り組みを進めるもの3つを重点プロジェクトとして位置づけました。重点プロジェクトは、環境関連の各種取り組みや地域における資源(人的・組織・地域の特性など)をベースとし、以下に示す4つの視点を踏まえて設定し、優先的に取り組むことで本計画全体の推進を図ります。

■重点プロジェクト抽出の視点

市民・事業者・団体・市（行政）が協働で進められる取り組み

環境意識の向上が期待できる取り組み

地域の活性化が期待できる取り組み

将来を担う子どもと一緒にできる取り組み

重点プロジェクトと関連する行動目標

行動方針	行動目標	重点プロジェクト		
		①川や海の環境を守るプロジェクト	②豊かな自然や生きものとふれあうプロジェクト	③地球温暖化対策を推進するプロジェクト
1 良好な生活環境の創出	1 公害防止対策を推進する	○		
	2 漂着ごみ・不法投棄対策を推進する	○		
	3 快適で環境に優しい住環境を創出する	○		○
2 豊かな自然と歴史資源の保全・育成	4 豊かな自然と共生する		○	○
	5 自然に培われた歴史資源を後世に残す	○		
	6 森里川海のつながりを支え、活用する		○	
3 循環型社会の形成	7 ものの大切さ、限りある資源を意識した社会をつくる	○		○
	8 資源と水がめぐり、未来に続くまちを創造する		○	○
4 地球温暖化対策の推進	9 地球温暖化を防止するために行動する			○
	10 地球温暖化による影響に対して適応策をとる			○
5 環境と共生する人づくり	11 環境の大切さに気付き、環境をよくするために自ら考え行動する	○	○	○

３つの重点プロジェクト

①川や海の環境を守るプロジェクト

関連するSDGs

私たちが生活していくなかで、不注意で落としてしまったごみや、ポイ捨てされたごみは、近隣の水路や川に流れていき、最終的には海に流れつきます。そのごみは、生きものの住処を壊したり、景観を損ねるなど、生態系や景観に悪い影響を及ぼします。また、近年ではマイクロプラスチックによる生態系や人体への影響も懸念されています。このため、川や海の定期的な清掃や、ポイ捨て、不法投棄の防止に取り組み、川や海の環境保全を図ります。

取り組み例

市民・事業者

- 河川クリーンキャンペーンや九頭竜川河口清掃活動などの清掃活動、美化活動に参加しましょう。
- ポイ捨てや不法投棄はせず、ごみは持ち帰りましょう。
- 川や海に関する問題をイベントや講座の参加を通して学びましょう。

市（行政）

- 川や海の清掃活動を開催します。
- ポイ捨てや不法投棄に関する啓発活動を行います。
- 川や海に関するイベントや講座の情報発信を積極的に行います。

Topic　河川クリーンキャンペーン

本市では以前より、河口部や海岸線への漂流・漂着ごみが問題となっており、そのほとんどは陸域から河川を経て流れ着くものが多いことがわかっています。そこで、毎年３月の第１日曜日に「河川クリーンキャンペーン」を行っています。

「河川クリーンキャンペーン」では、主に４河川（竹田川、兵庫川、磯部川、田島川）を中心に近隣の用排水路などの清掃を行っており、地域を流れる河川の清掃を市内一斉に行うことで、地域環境の保全や美化意識の向上及び地域連携の強化を図り、自然豊かな市内の水辺環境の保全につなげています。

②豊かな自然や生きものとふれあうプロジェクト

関連するSDGs

本市の豊かな自然を活用し、自然観察会やふれあい体験など、地域の子どもたちが地域の環境について学ぶ機会の提供を通じて、地域への関心を高めます。また、地域の生態系や外来種について学び、自然環境保全への意識向上を図ります。

取り組み例

市民・事業者

- みくに自然学習センターや福井県総合グリーンセンターなど、環境や生きものについて学べる場所に行きましょう。
- 地域で行っている自然観察会や講座に参加しましょう。
- 外来種や生物多様性について、正しい知識を持ちましょう。

市（行政）

- 自然観察会や講座などの情報発信を積極的に行います。
- 子ども向けの環境出前講座の開催を行います。
- 自然とふれ合える公共施設と連携した取り組みを行います。

Topic　ちくちくぼんぼん（坂井市竹田農村交流センター）

旧竹田小学校をリノベーションして誕生した体験型宿泊施設で、空調の一部は地元の間伐材を利用した木質ペレットを燃料とするバイオマスボイラを活用し、木材の地産地消に努めています。また、竹田地区の自然を活かした自然体験はもちろん、小水力発電の見学体験や森林資源の活かし方を学ぶ体験など、再生可能エネルギーや環境の循環について SDGs に絡めて学習することができます。

③地球温暖化対策を推進するプロジェクト

関連するSDGs

COOL CHOICE やライトダウンキャンペーン、緑のカーテンといった市民も事業者も取り組める温暖化対策活動について、積極的な活動を促すだけではなく、その効果を分析する手法を開発し、定期的に広報紙などで掲載するといった目に見える形にし、環境活動の更なる推進を図ります。

取り組み例

市民・事業者

- ものを買う時は、グリーンマークや再生紙使用マークなどの認証ラベルのついた、環境に良いものを選びましょう。
- 環境に良い行動や製品について学びましょう。
- 節電など、暮らしの中でできる環境に配慮した行動を心がけましょう。

市（行政）

- 小学校を対象とした、出前講座の実施や節電コンテストなど、環境に関心が持てる取り組みを実施します。
- 地球温暖化対策に関わる企画や取り組みを行います。
- 地球温暖化対策活動について実践し、効果を分析して、更なる推進につなげます。

Topic 節電コンテスト

本市では、地球温暖化対策に関する出前講座の一環として、「節電コンテスト」を実施しています。節電コンテストは、夏季休業期間を活用し、出前講座で学んだことを活かして各家庭における電力使用量の削減に取り組んでもらう活動です。近年は、猛暑の影響で電気使用量削減が難しい中、様々な工夫により、30％近く削減している参加者もいました。

【出前講座の様子】

Topic　エシカル消費とは？

エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」といいます。自分のことだけではなく、自分以外の人や社会、地域、環境のことを考えてより良い未来に向けて行う消費行動がエシカル消費です。エシカル消費は、ＳＤＧｓのゴール 12「つくる責任、つかう責任」に関連する取り組みになります。これらは具体例の一部であり、他にも応援できることがたくさんあります。

環境への配慮
・エコ商品を選ぶ

生物多様性への配慮
・認証ラベルのある商品を選ぶ

地域への配慮
・地元の産品を買う
・被災地の産品を買う

人への配慮
・障がいのある人の支援につながる商品を選ぶ

社会への配慮
・寄附付き商品を選ぶ
・フェアトレード商品を選ぶ

【エシカル消費の一例】

資料：消費者庁
https://www.caa.go.jp/

Topic　ＺＥＨについて

ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）は、住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のことです。

住宅の省エネ・省 CO_2 化に向けて経済産業省、国土交通省、環境省が連携し、省エネ住宅に対する支援を行っています。

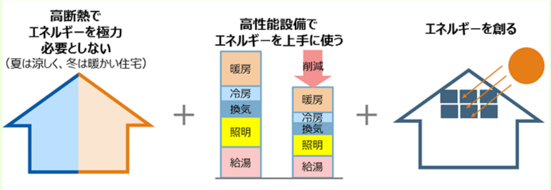

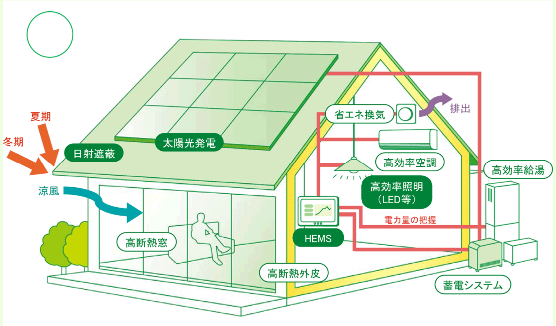

資料：経済産業省　資源エネルギー庁

Topic　SAKAI わんぱく少年団

本市の小学校５・６年生を対象に、自然体験を主とした活動を行っており、海の生きもの観察や川遊び、スポーツ大会など様々な活動を行っています。仲間とのコミュニケーションをとりながら協調性や郷土愛を育むとともに、自然環境の保全、意識の醸成を図っています。

Topic エコ×地球温暖化対策×節約しよう

エコな暮らしを進めることは、二酸化炭素（CO_2）の排出を抑えるだけではなく、お金の節約にも繋がります。ここでは省エネにつながる行動と効果を紹介します。

エアコン

冷房時の工夫
・ドアや窓の開閉は少なく。
・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカット。
・扇風機を併用すると部屋が涼しく。

外気温 31℃の時、エアコンの冷房を 27℃から28℃に設定した場合(使用時間:9時間/日)

節約 約 820 円/年
CO_2 14.8kg/年 削減

外気温6℃の時、エアコンの暖房を 21℃から 20℃に設定した場合(使用時間:9時間/日)

節約 約 1,430 円/年
CO_2 25.9kg/年 削減

洗濯機

・洗濯機の容量に合わせて、洗濯回数を少なく。

定格容量(洗濯・脱水容量:6kg)の4割を入れて洗う場合と、8割を入れて洗う回数を半分にした場合

節約 約 4,510 円/年
CO_2 2.9kg/年 削減

お風呂

・入浴は間隔を空けずに。
・シャワーを不必要に流したままにしない。

2時間の放置により 4.5℃低下したお湯(200L)を追い炊きする場合(1回/日)

節約 約 6,190 円/年
CO2 85.7kg/年 削減

冷蔵庫

・熱いものは冷ましてから保存。
・冷蔵庫内の温度設定を適切にする。

物を詰め込んだ場合と半分にした場合

節約 約 1,180 円/年
CO_2 21.4kg/年 削減

設定温度を「強」から「中」にした場合(周辺温度 22℃)

節約 約 1,670 円/年
CO_2 30.1kg/年 削減

照明

54Wの白熱電球から 12Wの電球形蛍光ランプに交換(年間 2,000 時間使用)

節約 約 2,270 円/年
CO_2 41.0kg/年 削減

54Wの白熱電球から9Wの電球形 LED ランプに交換(年間 2,000 時間使用)

節約 約 2,430 円/年
CO_2 43.9kg/年 削減

トイレ(温水洗浄便座)

フタを閉めた場合と開けっ放しの場合(貯湯式)

節約 約 940 円/年
CO_2 17.0kg/年 削減

資料:経済産業省 資源エネルギー庁
省エネポータルサイト

第 5 章　計画の推進方策

① 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市(行政)が協働して取り組みを進める必要があります。このため、下図に示すような推進体制をとることによって、計画の効果的な推進を図ります。

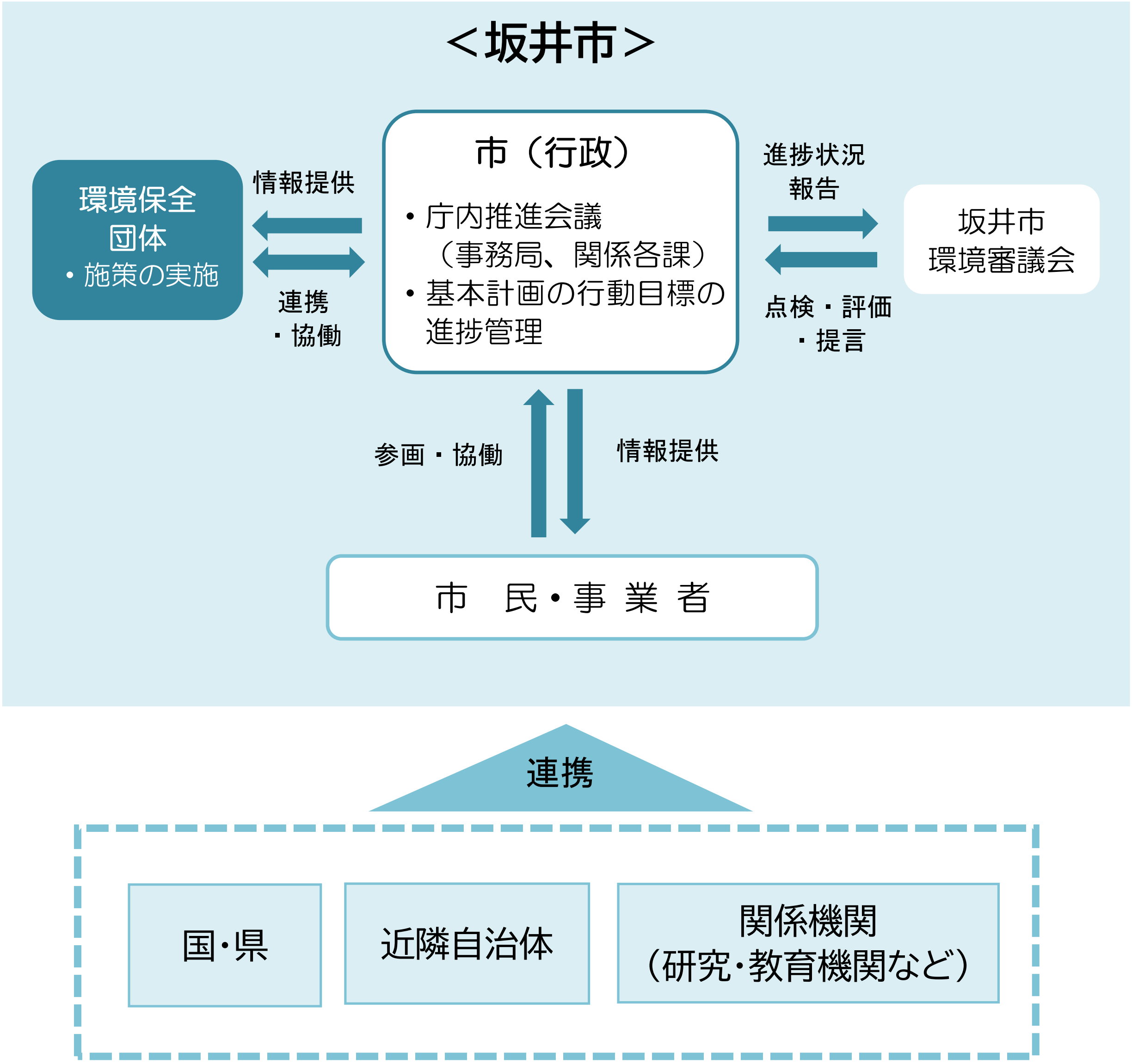

●坂井市環境審議会

坂井市環境審議会は、基本計画や基本施策・重点プロジェクトの進捗状況を点検・評価し、必要に応じて是正措置などを市（行政）へ提言します。

●環境保全団体

市民が参加する環境保全団体は、本計画の具体的な取り組みについて中心となって行動していきます。

●市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるほか、地域活動を核とした自主的取り組みや地域相互の情報交換とネットワークづくりを推進していきます。また、事業者や市（行政）とともに具体的な取り組みに参加し、計画を実行していきます。

●事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるほか、職場における環境教育・環境学習や事業者間の情報交換とネットワークづくりを推進していきます。また、市民や市（行政）とともに具体的な取り組みに参加し、計画を実行していきます。

●市（庁内推進会議）

市（庁内推進会議）は、基本計画の推進にあたって、関係各課の意見を調整し、基本計画の行動目標や重点プロジェクトの進捗を取りまとめ、環境審議会へ報告します。

② 計画の進行管理

❖進行管理の基本的な考え方

本計画では、目指すべき環境像の実現に向けた基本施策や重点プロジェクトを示していますが、その実効性を確保する上で計画の進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、その状況を広く市民に公表していくとともに、施策の効果を評価し、改善点を把握、速やかに措置を講じる必要があります。

このことを踏まえ、本計画の進行はPDCAサイクル「計画（方針・目標の設定）⇒実践⇒点検⇒見直し」に基づいて管理します。

本計画の施策や取り組みの進捗状況、数値目標の達成状況などについて、毎年度点検、見直しを行い、次年度の取り組みに反映するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

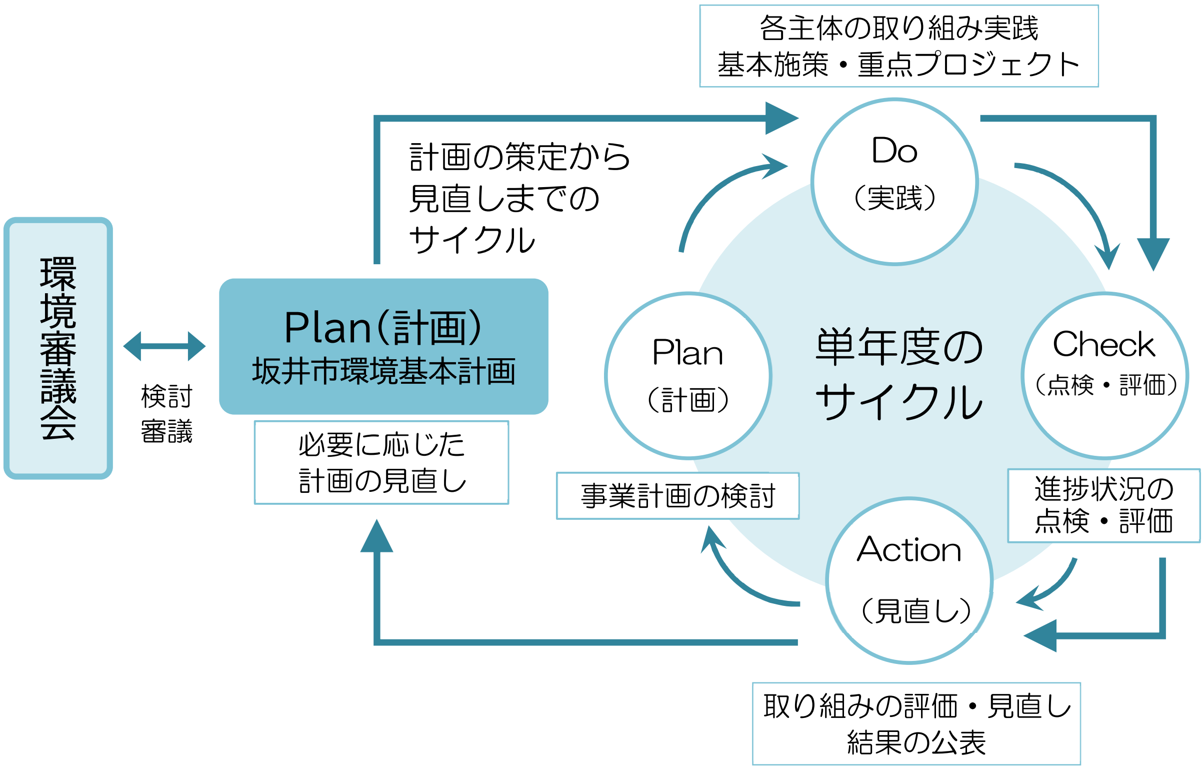

❖結果の公表

PDCAサイクルにより把握・評価した本計画の進捗状況などについては、広く市民が知ることができるように、坂井市環境白書を通じて公表します。

資料編

１　条例 70
２　計画策定体制と経過 79
３　用語集 81

1 条例

1. 坂井市環境基本条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 75 号

目次

第 1 章　総則(第 1 条―第 6 条)
第 2 章　環境の保全に関する基本的施策(第 7 条―第 15 条)
第 3 章　環境保全の推進体制(第 16 条・第 17 条)
第 4 章　環境審議会(第 18 条―第 26 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第 1 条　この条例は、環境の保全と創造(以下「環境の保全」という。)について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民(通勤者、通学者、観光客等を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条　環境の保全は、市民が健全で豊かな自然とこれらが調和する恵まれた環境の恵沢を享受し、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2　環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、並びに生態系等の多様性及び森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全に配慮されつつ、人と自然とが共生できるような調和のとれた環境と景観が実現されることを旨として行われなければならない。

3　環境の保全は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

4　環境の保全は、地球環境保全を視野に入れ、すべての者がこれを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び身近な日常生活その他の活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条　市は、環境の保全に関し地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を自らの責任と負担において講ずる責務を有する。

２　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

４　前３項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、その日常生活が環境の保全に密接に関わっていることを認識し、環境の保全上の支障を防止するため、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　環境の保全に関する基本的施策

（環境基本計画）

第７条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ坂井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が反映できるように必要な措置を講じなければならない。

５　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（市の施策の策定等に当たっての配慮等）

第８条　市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮するとともに、環境基本計画との整合を図るように努めるものとする。

（規制等の措置）

第９条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

２　市は、森林、農地、河川、海等における多様な自然環境の保全を図るため、その自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、市は、新たな環境への負荷、自然の遷移等による環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

４　市は、環境の保全を図るため、必要な指導その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する教育、学習等）

第１０条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境に配慮した日常生活及び事業活動等が促進されるように広報啓発活動の充実並びに環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的活動の促進）

第１１条　市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第１２条　市は、第 10 条の環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに前条の市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（情報の収集、調査研究の実施及び監視等の体制の整備）

第１３条　市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、調査研究の実施及び監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

（環境の状況等の公表）

第１４条　市長は、この章に定めるところによる環境の保全に関する施策の適正な進行管理を図るため、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について公表しなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第１５条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策については、国、県及びその他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第３章　環境保全の推進体制

（関係部局相互の連携及び施策の調整を図るための体制の整備）

第１６条　市は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連携及び施策の調整を図る体制を整備するものとする。

（市民、事業者及び民間団体との連携体制の整備）

第１７条　市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じ、市、市民、事業者及び民間団体が連携することのできる体制を整備するものとする。

第４章　環境審議会

（設置）

第１８条　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、坂井市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第１９条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）　環境基本計画に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

２　審議会は、前項に規定する事項に関し市長に意見を述べることができる。

（組織）

第２０条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　市議会の議員

（３）　住民の代表者

（４）　関係行政機関の職員

（５）　その他市長が必要と認める者

３　前項の委員のほか、特別の専門的事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

４　特別委員は、前項の特別の専門的事項に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第２１条　委員の任期は、2 年とし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

２　特別委員は、その者の委嘱に係る特別の専門的事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の選任及び権限）

第２２条　審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第２３条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取等）
第２４条　審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見の聴取及び説明又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第２５条　審議会の庶務は、生活環境部環境衛生課において処理する。

（その他）
第２６条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則
この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

2. 坂井市環境保全条例

平成 18 年 3 月 20 日
条例第 76 号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「公害」とは、坂井市環境基本条例（平成 18 年坂井市条例第 75 号。以下「基本条例」という。）第 2 条第 3 号に規定するものをいう。

２　この条例において「特定工場」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）のうち、ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動、悪臭物質その他人の健康又は安全かつ快適な生活環境を阻害する物質（以下「公害原因物質等」という。）を発生し、排出し、又は飛散するおそれのある工場等であって規則で定めるものをいう。

３　この条例において「規制基準」とは、特定工場から発生又は排出されるばい煙、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭物質の量、濃度又は程度の許容限度に関する基準をいう。

（市等の責務）

第３条　市、市民、事業者は、基本条例第 3 条の基本理念のもと、それぞれの役割において積極的に環境の保全に努めなければならない。

第２章　公害防止に関する施策

（公害の防止に関する施策の推進）

第４条　市は、公害の防止を図るため、公害原因物質等の発生の規制並びに市民の日常生活及び事業者の事業活動に伴う公害の防止に関する施策を推進するものとする。

（監視及び測定）

第５条　市長は、公害の発生状況及び環境の汚染の状況を把握し、公害の防止のための措置を適正に実施するため必要な監視及び測定を行わなければならない。

２　市長は、前項の規定による監視及び測定の結果明らかになった公害の発生状況及び環境の汚染の状況を市民に公表しなければならない。

（公害苦情等の処理）

第６条　市長は、公害に関する苦情、陳情等があったときは、実情を調査し、迅速かつ適切な処理に努めなければならない。

第３章　公害発生源の規制

第１節　規制基準

（規制基準の設定）

第７条　特定工場に係る規制基準は、規則で定める。

２　市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、坂井市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第８条　特定工場を設置している者は、当該特定工場から規制基準に適合しない公害原因物質等を発生させ、排出させ、又は飛散させてはならない。

（規制基準の定めがない公害の措置）

第９条　市長は、規制基準の定めがない公害原因物質等により若しくは規制基準が適用されないことにより、公害が現に発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係る公害原因物質等を発生し、排出し、飛散させる者に対し、公害を防止させるために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第２節　特定工場に関する規制

（特定工場の設置の届出）

第１０条　特定工場を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（１）　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（２）　特定工場の名称及び所在地

（３）　特定工場の業種及び作業内容

（４）　建物及び施設の構造並びにその配置状況

（５）　公害の防止の方法

（６）　使用する原材料及び廃棄物の処理方法

（７）　その他規則で定める事項

（経過措置）

第１１条　一の工場等が特定工場となった際、現にその工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該工場等が特定工場となった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（特定工場の変更の届出）

第１２条　前２条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 10 条第３号から第６号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

（計画変更勧告及び命令）

第１３条　市長は、第 10 条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定工場から発生し、排出し、若しくは飛散する公害原因物質等についての濃度又は程度が特定工場に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定工場の施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害原因物質等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第 10 条の規定による届出に係る特定工場の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。

２　市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

３　第１項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置を採ったときは、速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（実施の制限）

第１４条　第 10 条又は第 12 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る特定工場を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

２　市長は、第 10 条又は第 12 条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更の届出）

第１５条　第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 10 条第１号又は第２号に掲げる事項を変更したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第１６条　第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該届出をした者の地位を承継する。

２　第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定工場を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定工場を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

３　前２項の規定により第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（特定工場の廃止の届出）

第１７条　第 10 条又は第 11 条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定工場を廃止したときは、その日から 30 日以内に、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第１８条　市長は、特定工場において発生し、排出し、又は飛散する公害原因物質等についての量、濃度又は程度が、当該特定工場に係る規制基準に適合しないと認めるとき若しくはおそれがあるときは、当該特定工場を設置している者に対し、期限を定めて第 10 条第３号から第６号に掲げる事項の改善を勧告することができる。

２　前項の規定は、第 11 条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場においては、同条に規定する特定工場となった日から１年間は適用しない。

（改善命令）

第１９条　市長は、前条第１項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し期限を定めて当該勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

（改善措置の届出）

第２０条　第 18 条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者は、その勧告又は命令に基づく措置を採ったときは、その日から 10 日以内に規則で定めるところにより市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

（事故時の措置）

第２１条　特定工場を設置している者は、当該特定工場について故障、破損その他の事故が発生し、当該特定工場から発生し、排出し、又は飛散する公害原因物質等が規則で定める基準に適合しないものとなったとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。この場合において、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

２　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事故について復旧工事を完了したときは速やかに規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

３　市長は、特定工場を設置している者が、第１項の応急の措置を講じていないと認めるときは、この者に対し、当該措置を講ずべきことを命ずることができる。

第３節　地域環境を阻害する行為の制限

（拡声機の使用制限）

第２２条　地域の静穏を保持するため必要と認めて市長が指定した区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

２　前項に規定する場合のほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。

（夜間の静穏の保持）

第２３条　何人も夜間（午後 10 時から翌日の午前６時までの間をいう。）においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

（深夜の作業の禁止）

第２４条　市長が指定する区域内で建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を行う者は、規則で定める場合を除き、深夜（午後 11 時から翌日の午前６時までの間をいう。）において、当該作業を行ってはならない。

（燃焼不適物等の焼却禁止）

第２５条　何人も住居が集合している地域においては、ゴム、廃油、ピッチ、タール、皮革、合成樹脂その他燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるものを多量に屋外で燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法によって燃焼させる場合は、この限りでない。

（停止命令）

第２６条　市長は、第 22 条から第 24 条までの規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し当該違反行為の停止その他の必要な措置を命ずることができる。

第４章　自然環境等の保全

（自然を保護する地区の指定）

第２７条　市長は、次の掲げる地区について生活環境を保全するため、自然を保護する地区として指定することができる。

（１）　湖沼、河川、丘陵等が所在する地区のうち、良好な自然の風景地として保護することが必要な地区

（２）　市街地及びその周辺の地域のうち、良好な生活環境を形成する緑地として保護することが必要な地区

（３）　道路の沿線又は緑地の少ない地区のうち、積極的に修景緑化を図ることが必要な地区

２　市長は、前項の地区を指定するときは、環境審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、自然を保護する地区を指定する場合には、規則で定めるところにより告示しなければならない。

４　自然を保護する地区は、前項の告示によってその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第２８条　市長は、自然を保護する地区の指定を解除し、又は区域を変更することができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、自然を保護する地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

（行為の届出等）

第２９条　自然を保護する地区の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に届け出なければならない。

（１）　建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転

（２）　建築物その他の工作物の色彩の変更

（３）　宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更

（４）　木材の伐採

（５）　土石類の採取

（６）　水面の埋立て又は干拓

２　国及び地方公共団体並びに市長が別に定める公社、公団等の機関が行う行為については、前項の規定は適用しない。この場合において、これらの者は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

３　市長は、第１項の届出があった場合において、自然を保護する地区の指定を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

（適用条件）

第３０条　次の各号に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。

（１）　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって規則で定めるもの

（２）　自然を保護する地区が指定され、又は拡張された際、既に着手していた行為

（３）　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（修景緑化の助言又は勧告）

第３１条　市長は、第28条第１項第３号の地区に係る自然を保護する地区において、特に積極的に修景緑化を図る必要があると認めるときは、当該地区内の関係者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

第５章　雑則

（立入検査等）

第３２条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害原因物質を発生させ、排出させ、又は飛散させる者若しくはおそれのある者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に当該工場等及び建設の作業場所等に立入り、施設その他の物件を調査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。

３　第１項に規定する者又はその関係人は、企業秘密を理由として、第１項の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公害防止担当者の設置）

第３３条　工場等を設置している者は、公害防止担当者を選任し、作業の方法、施設の維持等について監督を行わせ、当該工場等から公害を発生させないようにしなければならない。

（公害防止協定）

第３４条　事業者は、市が市民の健康と安全かつ快適な生活環境を確保するため、公害の防止に関する協定の締結を求めたときは、これに応じなければならない。

２　事業者は、前項の協定を締結したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

３　協定には、住民の立入調査を認める項目を入れるよう努めなければならない。

(違反者の公表)

第３５条　市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、必要に応じ、その者を明らかにしなければならない。

(委任)

第３６条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　罰則

第３７条　第13条第2項又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第３８条　次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（１）　第10条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第21条第3項の規定による命令に違反した者

第３９条　次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

（１）　第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（３）　第26条の規定による命令に違反した者

第４０条　次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

（１）　第14条第1項の規定に違反して工場等を設置し、又は変更した者

（２）　第32条第1項及び第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第４１条　次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の罰金に処する。

（１）　第15条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（２）　第16条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第４２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の三国町環境保全条例(昭和48年三国町条例第25号)又は春江町環境保全条例(昭和48年春江町条例第19号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3　この条例の施行の際、合併前の丸岡町、春江町及び坂井町において、現に特定工場を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、第10条の規定による届出があったものとみなす。ただし、第15条、第16条第3項、第17条、第18条第1項及び第19条の規定は、条例施行後第11条及び第12条の規定が適用されることとなるまでの間、これを適用しない。

(罰則に関する経過措置)

4　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

2 計画策定体制と経過

1. 策定体制

坂井市環境審議会

役職	氏名	分野	備考
会長	笠井　利浩	学識経験者	福井工業大学教授 （環境情報学部　環境食品応用化学科）
会長代理	奥村　充司	学識経験者	福井工業高等専門学校　准教授 （環境都市工学科）
委員	五十嵐　靖尚	学識経験者	福井新聞社坂井支社長　兼　論説委員
委員	阪本　周一	学識経験者	エコネイチャー・さかい会長　兼 野鳥生息環境生態研究家
委員	水上　聡子	学識経験者	エコアクション各団体代表　兼 アルマス・バイオコスモス研究所　代表
委員	佐藤　寛治	議員	坂井市議会
委員	畑野　麻美子	議員	坂井市議会
委員	鈴木　隆史	住民代表	住民代表（三国）
委員	吉田　正子	住民代表	住民代表（丸岡）
委員	髙間　静美	住民代表	住民代表（春江）
委員	吉川　裕	住民代表	住民代表（坂井）
委員	山田　真美	住民代表 （団体）	坂井市女性の会
委員	坪田　栄弥子	住民代表 （団体）	坂井市女性の会
委員	高田　勝広	関係行政機関	福井海上保安署長
委員	糸井　泰永	関係行政機関	福井県坂井健康福祉センター環境衛生課長

坂井市環境基本計画検討委員会

役職	氏名	分野	備考
委員長	笠井　利浩	学識経験者	福井工業大学教授 （環境情報学部　環境食品応用化学科）
委員	阪本　周一	学識経験者	エコネイチャー・さかい会長　兼 野鳥生息環境生態研究家
委員	水上　聡子	学識経験者	エコアクション各団体代表　兼 アルマス・バイオコスモス研究所　代表
委員	佐藤　昌康	関係団体	坂井市校長会　会長
委員	下影　務	事業者	雄島漁業協同組合　代表理事組合長
委員	半澤　政丈	事業者	坂井市商工会　会長
委員	廣瀬　哲夫	事業者	一般社団法人 竹田文化共栄会　代表理事
委員	赤土　美代子	住民代表 （団体）	坂井市女性の会　会長
役職	氏名	分野	備考
オブザーバー	吉川　英二	関係行政機関	福井県安全環境部副部長　兼 循環社会推進課長
オブザーバー	竹内　芳隆	関係行政機関	福井県　環境政策課長

２．策定経過

<table>
<tr><th colspan="2">年月日</th><th>会議等</th><th>主な検討事項</th></tr>
<tr><td rowspan="9">令和2年度</td><td>6月29日</td><td>第1回　坂井市環境基本計画検討委員会</td><td>坂井市環境基本計画の概要と基本方針について</td></tr>
<tr><td>7月29日</td><td>第2回　坂井市環境基本計画検討委員会</td><td>第二次坂井市環境基本計画の概要について
アンケート案の検討について</td></tr>
<tr><td>10月27日</td><td>第3回　坂井市環境基本計画検討委員会</td><td>アンケート調査結果について
第二次坂井市環境基本計画（原案）について</td></tr>
<tr><td>11月18日</td><td>第4回　坂井市環境基本計画検討委員会</td><td>第二次坂井市環境基本計画（原案）について</td></tr>
<tr><td>11月26日
～12月9日</td><td>パブリックコメント</td><td>意見の聴取</td></tr>
<tr><td>1月22日</td><td>第5回　坂井市環境基本計画検討委員会</td><td>パブリックコメントの実施結果について
第二次坂井市環境基本計画（原案）について
第二次坂井市環境基本計画（概要版）について</td></tr>
<tr><td>2月18日</td><td>坂井市環境審議会</td><td>第二次坂井市環境基本計画（案）諮問</td></tr>
<tr><td>2月26日</td><td>坂井市環境審議会</td><td>第二次坂井市環境基本計画（案）答申</td></tr>
</table>

3 用語集

あ行	
エコツーリズム・グリーンツーリズム	エコツーリズムは、自然環境や歴史文化などの地域資源を対象とし、それらを活かした体験活動や観光を通して、地域の自然環境や歴史文化の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム（旅行、レクリエーションのあり方）とされている。 グリーンツーリズムは、緑豊かな農山漁村地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動とされている。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの総称であり、眼のチカチカやのどの痛みなどを引き起こすといわれている。
温室効果ガス	二酸化炭素やメタンなど、気体のうち赤外線を吸収する能力を持つもののこと。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。
か行	
化石燃料	動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受け、変成されてできた有機物のことであり、石炭や石油、天然ガスなど燃料として用いられる。
環境基準	人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第 16 条に基づき、大気、水質、土壌、騒音について定められている値。
環境白書	地球環境に関する問題と、それを取り巻く現状や経済活動の状況などについてまとめたもの。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことであり、特徴として、永続的に利用でき、どこにでも存在してCO_2を排出しない（増加させない）がある。

COD	化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいることになる。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念のこと。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性（遺伝的多様性、種内の多様性とも言う）から構成される。
ZEH	Net Zero Energy House の略。住宅の高断熱化や高性能設備の導入によって、快適な室内環境を維持しつつ大幅なエネルギー消費量の削減を行うと同時に、太陽光発電などによって創られたエネルギーを活用することで、年間のエネルギー消費量の収支を概ねゼロとする住宅のこと。
な行	
認証ラベル	第三者機関が基準（安全性や品質）などを設け、その基準に適合しているかどうかを審査し、認めた商品につけられるラベル。例として、エコマークは環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルの一つである。
は行	
ハザードマップ	土砂災害や津波など、発生が予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲や被害の程度、避難場所や避難経路を示した地図。
バイオマスエネルギー	バイオマスは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを示す。バイオマスには廃棄物系、未利用系、資源作物（エネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があり、未利用系には稲わら・麦わら・もみ殻などが、資源作物としては、サトウキビやトウモロコシなどがある。バイオマスから得られるエネルギーをバイオマスエネルギーと呼ぶ。
BOD	生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。BOD が大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになる。
50/50 プロジェクト	ドイツで始まった取り組みで、基本的には学校活動の中で光熱・水道の省エネ活動を行い、前年度と比べて安くなった光熱水費の何割かを学校へ還元するシステム。

ま行	
緑のカーテン	ゴーヤやヘチマ、アサガオなど、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンのことで、夏の日差しを遮るなど、省エネ効果があるとされている。
や行	
ユネスコスクール	ユネスコの理念を具体的な行動に結びつけるために設立された ASPnet(Associated Schools Project Network)への加盟が承認された学校を、ユネスコスクールと呼んでいる。世界中の学校と交流し、生徒間や教師間で情報や体験を分かちあい、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指している。

第二次坂井市環境基本計画

発行年月：令和3年3月
編集・発行：坂井市産業環境部環境推進課
〒919-0592
福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
T E L：0776-50-3032
F A X：0776-67-7522
E-mail :kankyou@city.fukui-sakai.lg.jp